

第四十八回
国会

参議院大蔵委員会議録第二十九号

昭和四十年五月十八日(火曜日)
午前十一時五十一分開会

委員の異動

五月十七日

久保 勘一君

津島 壽一君

田中 啓一君

増原 恵吉君

五月十八日

増原 恵吉君

熊谷太三郎君

野々山 一三君

亀田 得治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

西川 信一君

佐野 廣君

西川 甚五郎君

成瀬 橋治君

中尾 辰義君

川畑 金光君

委員

大竹平八郎君

大谷 養雄君

岡崎 真一君

栗原 祐幸君

熊谷太三郎君

津島 壽一君

島島徳次郎君

中野 文門君

日高 広為君

二木 謙吾君

堀 末治君

村松 久義君

亀田 得治君

國務大臣

大蔵 大臣

農林 大臣

政府委員

總理府總務長官

内閣總理大臣官

房臨時農地等被

買収者問題調査

官長

法務省政務次官

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省訟務局長

大蔵省政務次官

大蔵省主計局長

大蔵省証券局長

事務局側

常任委員会専門

説明員

大蔵省主計局法

規課長

大蔵省理財局関

庫課長

農林省農地局管

理部長

石川 朗君

原 秀三君

赤羽 桂君

坂入長太郎君

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会議を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨十七日久保勘一君及び田中啓一君が辞任され、その補欠として津島壽一君及び増原恵吉君が選任されました。本日野々山一三君及び増原恵吉君が辞任され、その補欠として亀田得治君及び熊谷太三郎君が選任されました。

○委員長(西田信一君) 証券取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○鈴木市藏君 私は、日本共産党、日本の声を代表して、この法案に反対をします。

この改正案は、一見単純であり、大蔵省の監督規制の強化、投資者保護の立場に立っているように見えます。しかし、証券界の恐慌状態ともいえる事態に対しては、この改正案は本格的に取り組んではいけません。

証券界今日の危機の事態はきわめて深刻であります。そのよって来た原因は種々なるものがありますが、基本的には、高度成長政策の破綻、過剰設備、過剰生産、これを助長した不正常的な金融政策、資本コストの上昇による企業内容の悪化の反映であることは言うまでもありません。この危機の状態を持ち来した自民党内閣、その政策的推進者であった大蔵大臣の責任はきわめて重大であると言わなければなりません。それにもかかわらず、この改正案による手直しなどであつたかもし態が好転するかのような安易な幻想を大衆に与え、より大きな矛盾を内包しながら破局へ進む危険が予想されるのです。

そして、この改正案の適用は、大証券会社にやすく中小証券会社にきびしく、大証券と大銀行、

国家権力の癒着という形の国家独占資本主義体制の強化を目ざす手段に使われ、さらに市場統制化の方向に拍車をかけるものとなるに違ひありません。これがこの改正案の本質的な性格であると考えます。

以上がこの改正案に反対するおもな理由であります。

○日高広為君 私は、自由民主党を代表し、証券取引法の一部を改正する法律案に賛成いたします。

本案は、今日証券投資が一般大衆にまで普及せられ、公共性の高いものとなっております証券業について改正を行なうとするものであります。証券業の経営を免許制にすること、免許制採用に伴い証券業者の監督規定等を整備すること、証券外務員を登録制とし、外務員の取引行為に対する証券会社の責任を明確にすることの三点を骨子とするものであります。

わが国の証券業は、戦前は免許制でありましたが、戦後二十三年に現行証券取引法が制定されるに伴い、アメリカの制度に範をとりまして、証券業の登録制が採用されたのであります。以来、要件充足主義のもとに、証券業者の存続はまことに厳しく、ややもすれば証券業の信用を低下せしめ、投資者保護等に欠けるうらみがあつたのであります。証券市場のいない手である証券業者がかかる状態にあることは、長期資本市場発達のためにも、また投資者保護のためにも、決して好ましいことではありません。

今回、証券業の営業開始前の段階におきまして不適格者を予防的に排除するために、免許制に切りかえることは適切な改正であり、付言すれば、むしろおそきに失した感さえするのであります。さらに、業務別免許制は、性質の異なる業務の兼業に伴う弊害を排除し、職能分離への移行も将来

可能である体制を整備しようとするものでありまして、今後の証券業のあり方を指向するものでもあり、適切な措置と考えます。

免許制移行に伴い、免許事業の性格にかんがみまして、監督規定を整備することは当然でありまして、また、従来とくく不十分であった証券会社の内部留保充実のため、三準備金の規定を設けましたことも、証券会社の体質改善のために当然の措置であります。

また、従来とくく不当な事故を起こしがちでありました外務員につきまして、この際登録制として大蔵大臣の監督下に置き、外務員の行為についての責任を原則として証券会社に帰属することにしたことにより、今後証券事故の防止を有効に行ない得るものと考えられます。

以上、改正部分につきましての賛成意見を簡単に申し上げましたが、今回の改正は、証券業者の姿勢を正し、その社会的地位の向上をはかり、投資者保護の万全を期しようとする基本的な改正であり、まことに当を得たものとして賛成するものであります。

しかしながら、証券業界の実態に着目いたしますと、三十五年から三十七年にかけての好況下で業務を著しく拡大した証券会社は、たゞいまその整理合理化に鋭意努力いたしております。かような状況のもとで、免許制への移行のため、証券業界、特に中小証券会社に不当な摩擦を起すことなきことは、かえって禍根を今後に残すことになり

ます。

また、証券業者についての今回の改正は、長期資本市場育成のために一歩前進しようとする基本的な改正であります。短期資金調達の場合である金融市場との調和を考えながら、今後さらに業界の自己責任体制の整備等にも意を用い、証券取引法全般にわたって検討を加える必要があると考えます。

したがいまして、私は、この際、各派共同提案にかかわる附帯決議案を提出いたします。決議案の内容はお手元に配付いたしてありますとおりで

ありまして、

一、改正法の施行に当っては、証券業の実情にかんがみ、証券業の信用の向上、投資者の保護等に万全を期するとともに、併せて中小証券会社の行き過ぎた統廃合等の推進により、業界並びに中小証券従業員の整理を促進し、徒らに混乱を生ずることのないよう配慮すべきである。

二、資本市場育成強化のため、今後とも証券取引法の改正が必要であるが、このため政府においては、証券業協会及び証券取引所のあり方、証券の発行流通に関する制度、さらに証券金融制度等について十分検討を加えるべきである。

右決議する。

というものであります。御賛成くださるようお願いいたします。

○成瀬輔治君 私は、社会党を代表いたしました。本法は、証券業並びにたゞいま日高委員提案にかかわる附帯決議案に賛成をいたします。

本法は、免許制と職能分離、あるいは外交員の問題についての制限、あるいは保全命令等、非常にいろいろなことを内容とした画期的な法律案だといふことがいえると思ひます。

ところが、そのよつてくるところは、なぜかといふと、一つの大きな理由にしておみえになります。一つは、株価がどういふふうな暴落をしてきたといふことは、なるほど制度的に見ればいろいろ問題があります。これを免許制にせよといふことではあります。根本の問題は、やはり政策的に高度成長政策のもとにどういふふうな、よつてくる資本市場の混乱というものを引き起こしたといふことは、何と申ししても、この責任を免れることはできないと思ひますが、そういうことに

対して、今度その第一着手として、政策的な問題は別個にいたしまして、まず免許制の採用をしようじやないかという点について私たちは賛成をするものでございます。

二つ目の理由は、さきにも指摘いたしましたけれども、職能の分離でございますが、ブローカーとディーラーが兼業がされておることによつて、株価操作というものは百二十五条によつて一応は禁止されておることになっておりますけれども、実際の運営面から申しますと、なかなか容易なものではない。あるいはまた、株価の混乱をもたらしたその原因は、勧誘員あるいは販売員あるいは外交員が、株を買ったというふうなこともないいろいろなことをやつたというふうなことも一つの大きな問題になっておるわけですが、今回の第二十九条の改正に基いて、原則的にディーラーとブローカーの兼業を認めないという点は、私たちの党もこの主張でございまして、こういうような点が取り入れられたという点について賛成をするものでございます。

三つ目に申し上げておきたい点は、こういたしました。今後大蔵省が大きな権限を持つことになつておるわけでございます。したがつて、証券市場の、いわゆる直接資本市場の責任を大蔵省が負うというふうなことがいふことになる。したがつて、大蔵省の責任というものは非常に重大なものでございまして、そのものが一歩誤つたらたいへんなことになると思ひます。十分これが今後育成の上において注意をされるように、権限をふるうのが大蔵省の役人の仕事ではなくて、この直接資本市場がどういふふうななつていくかという点が、一です。それから、運営の面において、その法の示すところ、そのよつてくる今回の改正される趣旨を十分生かしていただきたいと思ひます。

それから、附帯決議の点に特に触れておきたい点は、参考人の意見を聴取した場合にも、中小証券の問題についていろいろございまして、その中で、附帯決議案の中には、中小証券会社の行き過ぎた統廃合はやらないように、あるいは業界並びに中小証券会社の従業員のこれが首切りにならないように、あなたのほうでは、こういうような場合には、それ資本金はどうなければならぬとい

うような強圧的なことをやつてくれれば、当然そういうことになってきますけれども、そういうことのないように、いたゞきに混乱を生じないよう、十分配慮するといふことについて、こういう点についても、今後の運用の面で十分大蔵省は配慮していただけるものと、われわれこの附帯決議を尊重してやつていただけるものと前提をし、また、このことだけで全部問題が解決したわけではなくして、今後、当然証券取引所の問題あるいは証券業界の問題等についてもいろいろとあつたから法律案が出てくる、あるいは金融制度そのものについても根本的な検討が加えられて、何らかの形で法律になるものものなら法律として、本委員会にあるいは国会に提案されるという点をわれわれは期待をいたしまして、賛成をいたします。

○中尾辰義君 私は、公明党を代表し、証券取引法の一部を改正する法律案及び附帯決議案に賛成をいたします。

登録制度のもとにおける証券業の変動はまことに著しく、その指導監督の面におきましても限界があり、証券市場の不況化とともに、制度の弊害を次第にあつた、投資者保護の面でも欠陥が露呈されておるのであります。改正によりまして証券業が免許制に転換することは、むしろ必然的なものと考へられるのであります。また、業務別免許制を採用しようとすることは、ブローカー、ディーラー等の兼営による弊害を防止し、今後わが国証券業が社会、風土に即して職能分化を進めるビジョンを示したものでありまして、まことに適切な改正であると思へるものであります。

免許制に移るにあたりまして、監督規定等をおおむね銀行等に準じて整備しようとしておりますが、預金と投資の本質的な相違、安全と確実のシボルのような銀行等に対する証券会社の地位等を比較いたしました。私は経過的にさらにきびしい規定があつてもいいのではないかと考へますが、他方、証券会社の自己責任体制といふことも忘れてはならないことであつて、今後何らかの法的措置が講じられることも予定されております。

で、一応賛成をいたすものであります。

特に、証券外務員についての責任関係を明確にしたことは適切な改正であります。世上、シェア拡大のための販売競争はまことに熾烈であり、ややもすると、善良な顧客を欺瞞するような不正な商取引が行われております。有価証券取引等の証券外務員の行為も、これらとは同断とは申しませんが、顧客に迷惑や損害を与えることも遺憾ながら皆無とは申せません。今回の改正によりまして、不当な事故が根絶され、一般大衆が安心して証券投資に依り得る慣習が次第に培養されていくことを願うのであります。

現在、証券業界は整理合理化のあらしに吹かれており、免許制への転換によって、業界に不当な波紋を巻き起こすことは、さらでに微妙な証券市場にとっても厳に慎まなければならぬことであり、日高委員提出の附帯決議案は適当なものであります。

以上の理由によりまして、私は改正案及び附帯決議案に賛意を表するものであります。

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表いたしまして、証券取引法の一部を改正する法律案並びに日高議員提出の附帯決議案に賛成の意を表します。

証券業は、国民経済的立場から見ても、非常に重要な事業であるだけでなく、近年証券投資が普及するとともに、投資者層が広く一般大衆に拡大して、社会的にも著しく公共性の高い事業になっております。

しかるに、証券業が昭和二十三年に登録制を採用されて以来、業者の実態を見ますと、その存続はまことに激しく、なかんずく、最近における株式不振の状況下、証券業者の経営はとみに悪化し、登録制のもとにあつて好況期に急増した業者の廃業が続出するに至っております。

このような実情からして、本改正案は、証券取引審議会が昨年十二月に行ないました答申の内容を取り入れ、第一に、証券業を免許制にすること、第二に、免許制採用に伴い証券業者の監督規

定を整備すること、第三には、有価証券外務員を登録制にして、外務員の行為に対する会社の責任を明確にすること等を規定しております。

これら三つの主要な柱を内容とする本改正案の実施によりまして、証券会社の社会的地位の向上がはかられ、従来と全く軽視されがちでありました投資者保護が一步前進し、証券市場が長期資本調達の場合として、また公正な価格形成の場として、さらには国民の健全な貯蓄の場として機能する上に、それ相應に寄与するであろうことは率直に認めるものであります。

しかしながら、質疑の過程で明らかとなり、証券市場の健全なる発展のためには、本改正案は証券業者に関する規定の改正であつて、証券取引審議会の報告にもありましたように、引き続き、証券取引所制度の改善、証券業者の自主的規制機能たる証券業協会の機能の充実をはかることなどが必要であり、本改正案はこれら一連の諸制度の改善とあつてその所期の目的が達成できるものと考へます。

ただ、特にこの際行政当局に望みたいことは、附帯決議案の中にもありますように、登録制度は証券業者の企業としての自己責任体制を重んじた制度であり、免許制度は不適格業者を予防的に指導監督する制度であります。それだけに当局の行政裁量の分野と責任の度合いが拡大強化されますが、これがため必要以上に中小証券会社の統廃合を促進して業界の混乱や従業員の整理を招くことのないように、厳に戒めていただきたいと考へております。また、業務別免許制の採用についても、職能分化は今後の進むべき方向であることは率直に認めますが、これは証券業務の自律的發展にまつべきであつて、ただ行政指導によってこれを強制するようなことはかえつて証券業界の实情に反し、あるいは沿革に反し、その機能の正常な発展をそなう危険もあるわけであり、また、免許の審査にあたりまして、地域的妥当性、過当競争の防止などの名において大証券会社の支店あるいは営業所が優先し、地場業者である

中小業者が不当な扱いを受けることがないように留意すべきであると考えます。

以上二、三の点について特に希望を付しまして、証券取引法の一部を改正する法律案並びに日高委員提出の附帯決議案について賛成の意を表するものであります。

○委員長(西田信一君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決を行ないます。証券取引法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました日高委員提出の附帯決議案を議題といたします。日高委員提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。よつて、日高委員提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中大蔵大臣から発言を求められております。これを許します。

○國務大臣(田中角榮君) ただいま証券取引法の一部を改正する法律の採決にあたりまして、二点につきまして附帯決議が行なわれましたのでありますが、政府といたしましては、当委員会の意を体して、今後この法律を運用してまいる所存であります。

○委員長(西田信一君) なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後二時八分開会

○委員長(西田信一君) 委員会を再開いたします。

農地購買取等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○木村禮八郎君 総理大臣は出席になりませんか。本来なら、こんな重要法案を審議するのに総理大臣がお見えにならないということは、非常に遺憾でございます。しかし、事情やむを得なければ、またあとで御出席をわすらすといたしまして、とりあえず大蔵大臣と日井総務長官に御質問いたします。

昨日に引き続きまして、いわゆる農地報償法案に御質問をいたしますが、昨日、日井総務長官にこの農地報償法案を提出された理由について具体的に質問いたしました。その答弁ははなはだ不十分でございました。

大體、提案理由としては、第一に、世論の動向を勘案したと言われましたが、世論の動向の内容として、工藤調査会の答申、もう一つは内閣調査会が委嘱しました中央調査社の世論調査が、世論の動向の資料になっているようでございますが、その内容は、きのう申し上げましたように、すなわち工藤調査会のはうではこのような巨額な報償をすべきではない、それから中央調査社のほうの世論調査では、生活困窮者に限って報償すべきだといふのが六割なんですよ。かりにまあ報償はやむを得ないとしまして、生活困窮者に限り報償すべきだ、こういう調査になつておるんです。それにもかかわらず、世論の動向を勘案して、全体に、しかも巨額の報償をしている。したがって、政府の提案理由は矛盾している。「世論の動向等を勘案いたしました」と言っていますけれども、

まあ矛盾していると言わざるを得ないんです。
その他、心理的影響あるいは農地解放に協力された貢献に対しては報償するというのが理由であつたようでございますが、まあこういう点についてはあとでまた同僚が質問されると思ひますので、ただ、この際伺つておきたいのは、心理的影響及び農地改革に協力した、その貢献に対して報償する。これはどういうふうな具体的に測定されまして、そしてこれを基準準備に繰り込んだんですか。

○政府委員(白井一君) まあこの報償につきましては、いまお説のように、旧地主の非常に受けた心理的影響とか、また農地解放によつて農村の民主化、ひいては日本一般の民主化、したがつて今日のまた経済の復興等に尽くされた貢献を多として報償をするという事でございまして、したがつて、この報償をどういう方法でやるかということにつきましては、いろいろ意見はあるところだと存じます。たとえば、まあ勲章でも出すのもひとつの報償ではないか、こういうこともあるわけでございますが、しかし、やっぱりそのもとはといへば農地というところに農家にとりましては大切な財産を強制買収されたというところから起つてゐるわけでございますので、そこでやはり、必ずしも多額でなくても、先ほどまあ多額というお説がございましたが、昨日も申し上げましたように百六十七万人からの旧地主に報償するわけでありまして、総額にすれば千四百五十億、これは十年間の償還ではございするけれども、これはまあ総額としては必ずしも僅少という事はできないことは事実でございますけれども、しかし、まあ一人ずつにすれば平均すると八万円と、こういうことでございまして、考えようによつては決して多額ということも個々にすればいえないかと思ひます。そこで、いま申し上げたように、財産の強制買収に対する報償でありますから、そこでやはりこれを、十年間に割つてはありますけれども、もちろん一万円以下についてはこれは五年でありますけれども、やはり金銭でこ

れを報償することが一番適當ではないかと、まあこう判断いたしましたして、交付公債ですと、こういうことになつたのであります。そこで、それにしても、いまお説のように、多額な報償ということについては工藤調査会の意見もございするもので、頭打ち百万ということ、また段階を設けてと、こういうことでございしますが、大体その基礎になる二万円の単価をどうしたかといういきさつにつきましては、調査室長のほうから一言申し上げるようになつたかと存じます。

○政府委員(八塚陽介君) 基準の反当二万円と申しますのは、まあ端的に申しますと、これは補償ではないという私どものきわめてはつきりしたたてまえからまいりまして、何らか、農地の地価といふものから、何掛け、何割というふうには出てまいりません。ただ報償というこの目的からいたしまして、しかもそういうことの動機が、ただいま長官からも申し上げましたように、農地を買収されたということ、それに基つてショックと申しますか、それに基づいておるわけでございしますから、やはり面積といふものにある程度対応はさせなさいかぬだらう、しかし、もともと物的なものを何らかの形で補償するということではなくて、いわば無形と申しますか、無体のものがございますから、そういう算定はできない。
ただ、これはあまり適切な例でないかと思ひますけれども、たとえばわれわれの子弟が高等学校に入つた、そういう場合にございするやうなことを考えてみますと、もともと力があつて高等学校に入るわけでありまして、そのこと自体に何らか報いてやるという事は、いわば賞金を払うといふやうな筋合いのものはございせん、やはりその子供の一生懸命勉強した、あるいはまあリクリエーションにある程度やつてやう、あるいは金持ちの家であればオートバイを買つてやる、しかし自分の家がそれほどでなければそういうこともできないから、まああつたかのもので親の気持ちはあらわせるというやうなことで考えていつたわけでございします。

したがひまして、直接の、逆に申しますところいうものであつてはならないというものはあるわけでありまして。先ほどから申し上げましたように、農地の価格といふものであつてはならない。したがつて、たとえば現在時価が反当額でありましたら二十万程度してゐるとか、あるいは固定資産税の評価額が六、七万になるとか、あるいは相続税の評価額が七、八万になるとか、そういういろいろの他に、あるいは農地の価格といふものが客観的にございしますが、そういう価格であつてはならないといふふうに、いわばこれは消極的なメルクマールでございしますけれども、そういうことを勘案いたしまして、しかも、せつかく出すのでございしますから、やはりある程度もつた持ち重みのするといふこともこれは考えなければならぬと申しますと、そういうことを勘案いたしまして端のとがきまつたわけでございします。

ただ、反当二万がそれ自体きまつたということではなくて、やはりこれは長官が申し上げましたように、累進率でありますとか、頭打ちであるとか、そういうことを同時に考へてきめてまいるということでございます。

○木村義八郎君 全く答弁になつていないです。個人的な、勉強して学校に上がったからどうか、金持ちのむすこがどうか、そんな問題ではないのです。重大な社会問題です。そんな個人の方のむすこの学校に上がったかどうかをやるのか、そんなことを例にとつて説明するなんて、もつてのほかです。

私は具体的に聞きますが、なぜこういうことを聞くかと申しますと、大体具体的な報償の対象としては、心理的影響を受けたと。これをショックとわれわれは呼んでゐるのです。もう一つは貢献とね。農地改革の貢献。このショック賃なり貢献賃をどういうふうな基礎で見積もつたか。われわれ予算審議の場合積算の基礎といふものを重要視するわけです。それが今度ほかに影響してくるのです。今後またそういう問題が起つた

場合に、また起り得るわけです。今後そういう戦後の、終戦後のいろいろな処理にあたりまして、いろいろショックを受けた人がたくさんいるわけですから。あのインフレでうんとショックを受けた人がおられますし、また財産税によりまして非常にショックを受けた人もおられます。また、財産税を取られるときに、これは抵抗したりなんかしたら協力しないといふことになりまして、あの財産税をおとなしく納めたといふことになれば、農地改革と同じです。それに対してこの報償をしなければならぬ。あるいは軍事補償打ち切りをやりました。あるいはまた、保険金を一律で切り捨てをやりました。また、封鎖をやつたときに切り捨てもあるのです。そういうことに対してみんな心理的なショックを受けてゐるわけです。あるいはまた、戦後処理に協力してゐるわけです。そこで、ショック賃と貢献賃をどういうことを根拠にして算定したか、これを具体的にここで承つておく必要があります。そういうことがはつきりわかれば、今後それではそれを根拠にして、そうしていまお話しのようなことに對して報償ですね、を求めるといふことになるやもしれませんから。また、その他に、戦争犠牲に對しては、もしこれを認めたら、正式に次々と出てきますよ、こういうあいまいな根拠でここで出してまいりますと。そこで、いましつかり聞いているわけですよ。

補償ではないのだ、報償だ。そこで心理的な、非常に抽象的なものです。あるいは貢献度合い。それをどうして何を根拠にして算定したか。そしてショック賃は何割であるのか、貢献賃はどのくらいであるのか、そういうこともこれは明らかにしてもらひたい。明らかにできなければ、このあいまいな根拠によつて、そして計算されたものを、われわれ国会で審議できませんよ、国民が納得するように。まるで腰だめじやありませんか、いまの答弁は。
○政府委員(白井一君) この給付を、報償を行なうに至りましたことは、いま申し上げて御理解

総合的な高度の政治的判断に従つたということをし上げたのでございますが、この金額をきめるにつきましたのも、この問題の緊要性といえますか、それから社会的公平というような立場、さらにはいま申し上げたような財政事情、日本の経済、日本の財政の負担にたえないようなことであつてはいかぬし、また、これによつてインフレを起こすようなことであつてもいかぬし、そういうようなことを総合的に判断して、まあまあこれくらいのところが至当であらう、こういうことで、先刻お話しにも申し上げましたように、世上ではよく数千億円というような話もいろいろ出たりなんかしたのですが、そういう工藤調査会の言われるような「巨額」というのは、いま申し上げたような千四百五十六億が決して少額というのではございませんけれども、これを十年間に分割するという意味において、しかも一人当たりすれば八万円、こういうことで、まあまあ適當ではなからうかと、そういう総合的な判断でやつた、こういうことだと

○木村禮八郎君　ただいま総務長官も――私は前に、この工藤調査会の答申の中で「巨額」と言っているのを私は総額で言っていたんですが、いま長官もこの総額について触れたでしょう。ですから、巨額でないとはいえないと言っているわけですよ。前から私はそう言いましたら、あなたは一人当たりではたいしたことではないと言う。これは一人当たりの問題と、財政全体との問題を勘案する場合には、総額もやはり勘案しなければいけないんですよ。財政の問題につきましてはあとで質問しますが、日本の財政にとってこれがマイナナスにならないか。政府もお考えになったかもしませんが、その後情勢が変わっているんですよ。あとで具体的に聞きますよ。日本の財政は歳入面で大きな変化が生じてきているわけですよ。そういうことを考えますと、この千四百五十六億、年にして百四十何億くらい毎年これは償還していくんですよ。たいへん大きな問題になってくるんですよ。今後、この点はあとで具体的に聞きます。

そこで、いまのお話ですと、積算の根拠というもののもうきわめてはっきりしていない。まあまあということろだ。いろいろのことを考えて、まあまあだ。腰だめですよ。これで一体国民は満足しますか。中には非常に不均衡を生ずる。アールの人は一万円です。十アールで二万円です。これは非常に不均衡を生じている。そういう点はどういうふうに調整するんですか。

○政府委員(白井莊一君)　そういうこまかい点になりますと、何事にもこのわずかの差というののは、選挙でも一票の差全部だになってしまいうこともあるわけでございます。これはひとつまあまあちょっと足りなかったというところはおあきらめ願う、こういうことになったり、とにかくどうかで区切りをしなければならぬわけでございますから、そういうわけで、これもまあまあと言うところはおしかりを受けるかもしれないけれども、どうかで区切りをつけるということとで、逆に、少なかった方はがっかりされるけれど

も、ちつとのところどころで上になつた方は、とにかくよかつた、こういうことで、ひとつそういうところではまんを願うよりしかたがないと思ひます。

○木村禮八郎君 それはあなた自身はがまん願うと言ふけれども、かなりがまんできない人が多いかも知れませんよ。實際問題として、○一アール違つて倍になつちやうんですからね。わずかにやらないですよ。これを実施する場合、いろいろな心理的影響、これは相当問題が出てくると思うのです。あなたはわずかわずかと言つていますけれども、やはりこういうものを実施する場合には、そういう末端における影響を受ける人、それから國民の考えというものをよく考えなきゃだめですよ。それはあなた、机上ではわずかもしれません、受ける側になると、お隣の人は九アール半、あるいは九アール九で一万円になる、片一方は○一アール違つて二万円になつてしまふ、倍に。こういうようなこまかいように思われることを質問するのは、もともとこういう報償は無理だということなんです。そういうことの論議として質問したわけなんです、それじゃ、次に伺いますが、農地を財産税として物納したものは入っていますか、この中に。

○政府委員(白井莊一君) それは入っております。

○木村禮八郎君 そうしますと、これはどうなるのですか。非常にそこにまた不権衡を生ずるでしょう。その問題はどうします。財産税のときに農地を物納した、そういう人があるわけですね。そういう人からシヨック賃なり貢献賃を要求されたりどうしますか。

○政府委員(白井莊一君) その際には納める方々の自由意思で、その農地で物納あるいは宅地等で物納していただかないでも、金銭ならばなおよろしいわけなんです、しかし、そういう納める方の便宜を考えてそういうこともできる、こういうことにしてあったのかと存じますので、納めるほうの側の自由意思でなされたのでありますから、

そこでこれは除いた、こういう次第かと存じます。

○木村福八郎君 自由意思だといって、あなたは自由意思のように思いますが、現実には現金がないから物納せざるを得なかったでしょう。当時の価格で納めたのです。ところが、その後インフレですつと高くなるでしょう。政府はうんともうける。そういうことに對してやはり非常なシヨックを受けたのですよ。また、物納することによって財産税を納めた。あのころの財産税で物納するよりしかたがないでしょう、あれだけの財産で。そういうところも問題になると思うのですよ。これはずいぶんいろいろ問題になると思いますが、議論していますと時間がなくなりますから、それじゃ、次にまた移ります。

きのう問題にしました担保の問題、これについてもっと政令の内容を明らかにしていただきたいのです。この資料をいただきましたが、きのうの御答弁では、交付公債のうち、遺族国債千億のうち国民金融公庫の担保貸し付けは十八億、引き揚げ者国債については四百五十九億のうち六十七億、特別給付金国債については七百四十一億のうち九億担保貸し付けになっていると、こういう資料を提出していただきましたが、この法案の七条四項によりますと、政府関係の金融機関においてこれを担保に取って貸し付けすることができると。だから、国民金融公庫だけじゃないわけですね。

○政府委員(八坂陽介君) 具体的な政令そのものはまだできておりませんけれども、いま考えておられますのは、ただいまお話しした点につきまして、大蔵省令で定める金融機関に対し担保権の設定を許すという形で、まあ文章はもちろんそのとおりでございますが、形では大蔵省令で特定の金融機関を定めていただくというふうに政令はなると思っています。

そこで、大蔵省令でどういう金融機関を定めていただくかということになるわけでございますが、昨日一般的に政府のそういう金融機関というふうに申し上げましたけれども、なお具体的に

は、これは従来引き揚げ者等がそうであるように、国民金融公庫以外はたゞいま大蔵省のほうも考えておられないと思ひますし、私どものほうもそれ以外をお願いするといふことはございせんし、従来も例がないといふふうに存じております。

○木村禮八郎君 大蔵大臣に伺ひますが、国民金融公庫におきましては、四十年、この資金計画を出されておりますが、国民に対しての生業資金に対する融資の円滑化をはかるため、四十年は一般会計の出資二十億、それから資金運用部資金及び簡保資金の借り入れで、八十六億八千八百三十三万五千四百六十二円に、総額二千三百五十億円の貸し付けを行なうといふ予定になつてゐます。そこで、もしこの千四百五十六億の交付公債が出て、そして国民金融公庫でこれを担保にして貸し付けができるということになると、そのほうの貸し付けがかりに多くなつた場合です。その四十年度の資金計画は狂つてきます。そうして一般生業資金のほうを圧迫する。あるいはまた、中小企業等のほうの、特に零細企業が多いようですが、そういうような資金を圧迫する。そういうことになると、今後これは千四百五十六億ですから、全部すぐにこれが担保貸し付けということにはならないかもしれませんけれども、かなり担保貸し付けを申し込んでくる可能性もある。また、こういう法律で道を開いておるのですから、当然これは利用してきます。その場合これを拒否することが一体できるのかどうか。制限することができぬのか。それから、今後そういう生業資金等、あるいはまた一般零細企業に対する貸し付けを圧迫するといふ問題ですね、それ、どういふふうに考えられておるのですか。

○國務大臣(田中角榮君) この農地被買収者の問題につきましては、さきに本委員会御審議をいたしておるわけであります。この国民金融公庫法の改正案が通りますと、御承知の二十億の限度でワタを設けて貸し付けよう、こういうことに

なつておつたわけでございしますが、この法律はまだ御審議中でございまして、成案を得ないわけではございません。今度この給付金法案が通りますと、給付をし、交付公債を出し、それを担保にして貸せるといふことになりまして、どこでやるか。国民金融公庫以外では考えておりません。

国民金融公庫でもつて行なうといふ場合も、無制限に、一般の貸し出しワタといふものに影響がある程度にこれがアプレッソになる、正當要因になるといふことは全然考慮されておるんですが、この給付公債が、交付公債が担保になるといふふうにするには政令もしくは省令でもつて規定をしなければならぬわけでございしますが、これを対象にする場合でも無制限にやるといふことを考えておりませんから、一般会計からそういう特別のワタを繰り入れるといふような法律がいま出ておりますので、この法律が通ればこの法律の関連といふことも当然考えられますが、通らない場合でも担保貸し付けといふことがあり得るわけでございします。その場合は一般の貸し付けに圧迫にならないように、ある一定のワタをきめてこれに対処しなければならぬ、一般的にはそう考えております。

その場合に、制限をするといつても、一般の一定のワタをきめるといつても、実際には幾ら要求が来るかわからぬじゃないか、こういうことになると思ひますが、これは先ほど申されたとおり、遺族国債千億に対して十八億、引き揚げ者国債四百五十九億のうち六十七億、特別給付金国債四百七十四億のうち九億でございしますから、大体平均すればどの程度の貸し付けワタというものがあれば足りるかといふことは、おのずからわかるわけでございします。

○木村禮八郎君 大蔵大臣はごまかしてゐます。生業資金のあの国民金融公庫法の改正の問題は、あれは生活に困る人については生業資金を貸し付けるたてまえであつたでしょう。これは別建てであつたのです。別建てなんですよ。これはその上にさらに報償といふ問題が出てきてゐる

のです。それをこつちやにしてゐるのですよ。

○國務大臣(田中角榮君) こつちやにしてゐません。別じゃありませんか。

それじゃ、これを、今度は報償のための交付公債を出して、それで、これを担保として借り入れる場合、これは必ずしも生活困窮者に限らないのです。片一方は生活に困つてゐる人に対する生業資金といふことになつてゐるんですよ。たてまえが違ふんですよ。それを大蔵大臣ごつちやにしてゐるんじゃないやありませんか。

○國務大臣(田中角榮君) 私はごまかしてゐませんし、私のしゃべつてゐることをひとつよくお聞きいただければ、よくわかるわけですよ。ごつちやにしておりません。あなたのほうのごつちやにお聞きになつてゐるにすぎないわけでありまして、そこでひとつ明確に聞いていただきたい。

私の申し上げておりますのは、農地被買収者に対して、さきに本委員会御審議をいたしたいおる国民金融公庫法の改正がございします。この改正はまだ通つておりませんが、これが通れば、本法との調整といひますか、調和といふことも考えられます。しかし、これがいま通らないといふことを考えても、この法律だけを中心にして考えても、国民金融公庫法を対象にして担保貸し付けといふことができません。また、できるとすれば、省令もしくは政令を改正して、国民金融公庫という機関を指定しなければなりません。しかし、その指定して、この給付金法案による交付公債を対象にした貸し付けを行なう場合でも、一般貸し付けに影響がないように十分配慮いたします。十分配慮いたしますといふことはどういふことかといふことに対しては、一定のワタがきめられます。一定のワタをきめても、これだけ大きな金額に対してきめられるかといふ問題が起きますから、これに対しては例がありまして、一定の限度をきめますといふことを申し上げておるの

でありまして、前の問題、国民金融公庫法の改正案が出ておりますが、これが通りますれば、これとの調整といふことは考えられますが、これが通らなくても、全然別にこの法律案だけを考へても、国民金融公庫法を対象にして貸し付けのワタをつくることはできます。こつちや申し上げておるのであります。混淆して申し上げておるわけではございません。

○木村禮八郎君 いや、混淆もしないで、全くわからない答弁ですよ。それじゃ、たてまえが大體違ふんですよ、たてまえが。

○國務大臣(田中角榮君) では、前の国民金融公庫法といふものを別にして、私の答弁を切り捨ててもけっこうです。

○木村禮八郎君 切り捨てたつて、これは出てゐるんですよ。政府は二重に出してきてゐるんですよ。前は、この報償の問題が具体化しないので、一応生活困窮者に対して生業資金として出すと、それでこの問題をおさめるつもりであつたのです。ところが、旧地主がどんどん騒ぎだして、そうして運動を始めて、そうしてこれまた盛り上げて、参議院選挙をまた控えてきたので、わいおい騒ぎだして、とうとうこういうものを出すことになつてきたのです。そうして生活困窮者に限らないのです。

それじゃ具体的に伺ひますが、大蔵大臣はこの資料、過去のこの資料によつて大體規制できるといふが、そんな保証ありませんよ。ですから、規制するならば、はっきり政令の内容を出してください、政令の内容を。

○國務大臣(田中角榮君) 十分おわかりであると思つて私も答弁しておるのであります。政府は国民金融公庫法の改正もあきらめてはおりないわけでありまして、御審議をいたしておるのであります。これはこれ、これはこれといふふうに、別に分けておるわけでありまして、国民金融公庫法もどうぞお通しください、給付金法案もぜひお通しください、あわせて非常にいい法律だと、まあやらなければならぬことだと、こういう考えでござ

わけであります。政令は非常に単純なものです。

そういうことをあなたは御承知で、国民金融公庫の現時点における資金計画を見ると、国民金融公庫の資金計画の中には農地被買収者に貸すという条項は何も書いていない、書いてないから、どうするか、こういうことでございますから、こ

それはことしまあ相当な人たちに公債が渡つても、すぐ国民金融公庫に担保に持つていくといふことは、あるかないかはまだわかりません、現在のところは。これがどうしても貸し付けを必要とするというような場合が起きてても、国民金融公庫の貸し付け資金量が現在の時点よりも増して新たに原

資ができたとき、及び大蔵省で国民金融公庫に対して、財投計画の変更等がありまして、財政投融資の変更で国民金融公庫に原資を新たに提供する、こういういづれかの場合がない以上は、国民金融公庫がこれを担保として農地被買収者に貸し出しのワクを設けるということではできないわけがあります。貸し出すという場合には、新たな原資ができるかも知しくは財投計画の変更等によって原資を入れるか、いづれかのことがなければ、今年度の計画としては国民金融公庫では貸し出さないということになるわけにあります。

○木村福八郎君 それは貸し出さないということ
を何か規定するんですか。貸し出さないと云つ
たって、それを担保にして貸し出すことができ
ることになったら、国民金融公庫の貸し出しの
条件があるわけでしょう、それに合った場合
は貸し出さないわけにいかないのじゃないで
すか。

りまして、財源措置ができたときには、政令を出せば、国民金融公庫というものを指定すれば、国民金融公庫にその場合にはある一定のワクが設けられる。設けられるような段階にならなければ政令で指定しないということですから、相当しほつてある。それはもう七条の四項がもとであるということを考えていただきたいと思います。

○木村囃八郎君　しかし、いつまでもしほれないでしょう。ですから、かりに四十年度にまた資金計画で国民金融公庫の資金をふやす、一般会計から支出なんかしていただくということになれば、政令を出す、こういうことですね。そうなりますか。

○國務大臣(田中角榮君) 政令で国民金融公庫といふものを指定すれば、当然この七条四項の規定の除外例を政令で認めるわけでありますから、そうすればそのまま持つてくるわけでありますから、持つてきたときに金がありませんと、こういうことではためでありますから、政令で指定する道を開くというときには何らか貸し出し財源措置を行なう。行なうといひますか、貸し出せるような財源が出てくるといひますか、どちらかだと思います。一つは、前段は、財政投融资の計画を變更して原資をもう少し繰り入れる場合があります。

す。そうでなければ、償還金その他が入ってきます。いまの計画より以上に原資ができたとき、そういう特別な場合を除いては七条四項の原則が生きておる、そう考えております。

○木村韓八郎君　それはわかりましたが、いつまでも政令で指定しないわけにはいかないでしょう。

う。そうしますと、結局は、この交付公債は政令で定める場合においては国民金融公庫において担保力を有する。

及率が高いのですよ。ところが、この一般世帯よりは生活水準の高いそういうと、人たちのほうに生業資金として流れていくことによつて、被買収者よりも生活水準の低い人のほうの生業資金、そういうものをやはり制約することになるんですよ。こういう影響が出てくると思うんです。ですから、そういうことは私は好ましくないと。なぜこれを最初——ほんとうに困つている人なら別ですよ。だから、困つている人についてはいまの国民金融公庫法改正が出ているでしょう。改正が出ているんですよ。じゃ、なぜこれを政令で担保力を有するようになるのか。これはする必要がないじゃないですか。その点、い

かがですか。

○國務大臣(田中角榮君) まあ本文、この交付公債というものは譲渡、担保等を禁止しておる七条の四項がもう原則でございます。しかし、これは何にもないということだと親切が足らぬと、こういうことでありますから、政令で指定する場合は除外例として担保に供することができると。それは一休どこかと。それは国民金融公庫だと。国民金融公庫は金持ちに貸せるところじゃございませうから、いづれにいたしましても、国民金融公庫法の精神を逸脱しない範囲のものを対象として担保

三十九年の七月から三十九年の七月まで、その省令公布の三十九年の七月からということでございます。東條氏の法律が通つて交付公債がある時期にわたつて、すぐ担保に供するというような必要は出てこないだらうと、こういう例から申しているであります。しかし、結局の問題として、担保の貸し付けの道を開くという場合、一般の零細な対象に対してやっぱり圧迫になると、こういうことであれば、圧迫に絶対にならないというにしなければならぬということになれば、財投の原資を入れるというような制限をつけなければそういう心配はなくなる、こういうことでございます。

C木村種八郎君　これは非常に政治的な問題なんです。あとでもこれは質問したいと思つています。ですが、佐藤内閣の社会開発の中でひずみを直すというのが一つの大きなたてまえになつてゐるんですから、ひずみを直すなら、被買収者よりは生活の水準の低い人のほうに生業資金が流れていくようなそういう配慮をすべきです。同じ原資の配分の問題になつてくるんです。やつぱりそういう政治の姿勢との問題とも関連してゐるわけです。

じゃ、次に伺いますが、一応この公債は六月の一六日に發行するといふ法律になつてゐます。こ

○説明員(赤羽桂君) 財政法上、どういふ取り扱いになっているかという御質問でございます。財政法上、交付公債は、この交付公債というものは、交付公債ですが、この交付公債というものは、交付公債上、どういふ取り扱いになっているか、交付公債は、

法第四条に「一の蔵出の公債交付は金以外の蔵入を以て、その財源としなければならない。」といふ規定がございますわけでございます。けれどもいまさら申し上げるというほどのことでもございせんが、まあこれで健全均衡財政を保つということでございます。問題は、ここにいるところの公債に交付公債が該当するかいなかという、こういう問題であろうかと思ひます。

と、こういう御質疑が出たわけでございますが、学問的一般論といたしまして、もちろん公債でございませう。しかしながら、この財政法第四条にいうところの公債とは考えておられないわけでございます。と申しますのは、この交付公債と申しますのは歳入の財源といたしまして発行される公債でございます。まあ財政負担を将来に延ばすという証文みたいなものでございませう。財政の平準化のために発行される公債でございます。それから、そういった公債でございまして、同がいれば現金支出に充てて交付をいたすと、こういう意味で交付公債という名前を昔から使っておったわけでございます。かような意味におきまして、この交付公債というものはいろいろと例があるわけでございますが、いまさら申し上げるまでもないことと存じますが、職役者遺族用慰金のための交付公債でございませうとか、引き揚げ者の交付公債でございませうとか、あるいは連合同財源の交付公債でございませうとか、いろいろ例があるわけでございます。かような意味の公債でございまして、財政法第四条にいうところの「公債又は借入金以外の歳入」というその公債には入らないという解釈をとっておる次第でございませう。

○木村義八郎君 第四条ですね、いま言われましたように、はつきりと「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」となっておりまして、問題なのは、公債または借入れ金というのは、これは国の一切の債務を一般的にはさすものですよ、一般的には。しかし、この四条で規定している場合は、これは国の債務全体をさしているものとは思えないんです。じゃないと。それでは、この四条で規定している「公債又は借入金」というのは、内容は一体どういうものであるか。一つあると思うんですよ、二つ。その第一は、歳入の不足を補うための金銭の借入れをするための債券、これが一つで

しょう。もう一つは、歳出にかわる手段としてなされる債務負担。この二つしかない。この二つだと思ふ。さつきのお話は、この第二段のほうの歳出にかわる手段としてなされる債務負担。それでしよう。そうすると、これは一種の国庫債務負担行為に非常に似ているんじゃないですか。そうでなければ、一体どういうふうなこれを財政法上規定するのか。四条にいう公債でもない、借入れ金でもない。それでは何なんですか。

○説明員(赤羽桂君) 交付公債は第四条で規定してございませう。公債ではないというところまで先ほど申し上げたわけでありませう。これは国庫債務負担行為と似てゐるではないかといふ先生おっしゃいましたが、おっしゃるとおりでございませう。債務負担をいたすわけでございませう。たとえば、当該年度におきまして現金の歳出を伴わないということでもございませうが、これは繰り延べと私のほうの答弁で申し上げましたが、財政平準化のためこの場合十年間なら十年間ということ債務を負担するわけでありませう。

るものとは違ふ。「法律に基くもの」、これがいまここに申し上げておるところの国債でございまして、その総額もその法律に書いてございませう、かように申し上げたわけでございます。

○木村義八郎君 財政上、それじゃ何なんですか。借入れ金か公債か国庫債務負担行為なのか、それ以外なんですか。それ以外だったら、どういふものなんですか。いまのお話ですと、実質は国庫債務負担行為、実質はですね。それはそうだと申すのですよ。予算をここで要求しても、すぐに歳出が伴わない。契約の時期が来たときにこれは歳出予算に組まれるわけですからね。この交付公債ですと、発行してもすぐ予算に計上しない。これは歳出予算に組まれるわけですからね。この交付公債ですと、四十一年度の予算にこの償還期限が来たものを歳出予算に計上すればいい。国庫債務負担行為と同じですよ。しかも、中身は契約ですから、公債でもないと言ふのだから。一つのこの法律に基づく給付金というものを支給する契約なんですよ。国庫債務負担行為がそこで実行される段階において予算に計上する。国庫債務負担行為ですと、実質は。そうすると、これはやっぱり予算総則に限度を私は設けなければならぬと思ふ。

○木村義八郎君 第四條ですね、いま言われましたように、はつきりと「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」となっておりまして、問題なのは、公債または借入れ金というのは、これは国の一切の債務を一般的にはさすものですよ、一般的には。しかし、この四条で規定している場合は、これは国の債務全体をさしているものとは思えないんです。じゃないと。それでは、この四条で規定している「公債又は借入金」というのは、内容は一体どういうものであるか。一つあると思うんですよ、二つ。その第一は、歳入の不足を補うための金銭の借入れをするための債券、これが一つで

「国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」と、こういう規定がございませう。これが予算書にいつてゐるところのいわゆる丁号の国庫債務負担行為であります。この交付公債というのは実質的に丁号の債務負担行為ではないかというお尋ねでございませうが、おっしゃるとおりと考えてよろしいかと存じませう。

ここに法律に、第七条の二項ですね、「前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。」となつておるのですよ。だから、「必要な金額を限度として国債を発行することができる。」、必要な金額の限度をこれは予算総則に私は書いておかなければ、載つておかなければいかぬと思ふのですよ。どうですか。

○政府委員(鳩山威一郎君) たがいま法課長から御答弁をいたしましたとおりでございますが、なお若干ふえんして申し上げます。

ただいま形式的な国庫債務負担行為、これは予算総則に掲げる、形式的に国庫債務負担行為という形式で丁号予算としてお願いをいたしておるものでございませう。これは債務負担の限度をこの形

式でお願いをするというものでございます。ただいまは法律で定めた債務負担というのがございます。これはたとえ恩給のような場合、これは恩給証書を発行いたしました、これは恩給証書といつておりまして、公債とはいつておりません。ただ、これは恩給受給権というものをそこではっきり確定をいたしまして、これを郵便局を通じて払うという制度でございますけれども、これは私、実態を申し上げますと、これは国が債務を恩給証書という形で債務負担をいたしておりますが、その負担の要件というものは恩給法で全部詳細にきめられてあるわけでございますから、これは丁度国庫債務負担行為には書いてないわけでございまして、これは恩給法で全部その金額がはじけるまでに詳細に規定がされておりますから、したがっていまして、この形式上の国庫債務負担行為というものはとてなくて、法律の規定によりまして国庫が債務を負うということになるわけであります。これがただいま申し上げました法律の定めるところによりまして国が債務を負う、こういう場合に該当する一番端的な例かと思ひますが、今回の場合はこれが公債という形で出ておるわけであります。これは、これは実体的には恩給証書との交付公債とどこが違ふかということになりますと、これははなはだ似たような面がございます。しかし片一方は恩給証書といひまして、公債とはいつておりません。公債といひ以上は、やはり一定の金額を明示した確定的な債権というものになっておりますが、恩給の場合は所得制限がありましたりいろいろございます。これは個々の債権債務という形になっております。法律の定めというだけで形式的な国庫債務負担行為という形式はとつていない。しかば公債であるかどうかというお話であります。これは形式は国庫債務負担行為に非常に似ておりますけれども、形式上公債という形をとつております。これは公債は、先ほど第四条にいつて公債といふものは、これは公債にいつての規制をいたしておるわけでありまして、その規制のしかたといひまして、この公債を発行し

まして財源を調達するという場合のことを書いてあります。これは予算といふものは、いま一般会計の予算は現金主義で書いてありますので、一切の歳入とあるいは歳入は、これは現金の収納をもつて歳入といひ、また支出の面は現金が支出される場合をもつて歳入といつておるわけでありまして、この現金の収納のために発行するものが四条の公債であります。で、それ以外のために発行しておりますのが交付公債という形をとつております。これは現金の収入を伴わないものでございまして、したがっていまして、四条に申す公債——公債は公債でございますが、四条の規制を受ける意味は、現金収入を伴う公債という意味で四条が書いてございます。したがっていまして、公債には違ひありませんが、現金収入のための公債ではない、こういうふうな解釈をいたしておる次第でございます。まあいろいろ法規課長の説明と実体は同じことを申し上げておるのでありますが、ややふんをいたしました。誤解があるといけませんので……

○木村義八郎君 大蔵省がこの四条の規定についてそんなあいまいな解釈のしかたではだめですよ。いままで、從來解釈のしかたがあるじやありませんか。ずっと大蔵省が出している文獻をばくは見ましたよ。そうしましたら、さつき言いましたように、四条でいうところの公債及び借入れ金は二つなんです。一つは、いま言われたような歳入の不足を補うための金銭の借入れをしたための債務、これが一つです。もう一つは、歳入にかわる手段となされる債務負担行為。だから、この交付公債は明らかに第二の公債及び借入れ金に該当すると私は思ふのです。

それで、これは国庫債務負担行為に非常に似ていふわけですよ。いますぐに歳出予算に計上しなくてもいい、契約の償還の時期が来たら歳出予算に計上する、これはよく似ているんですよ。もつとはつきりしなきゃいけないと思ふのです。しかも、この法律によりまして、「政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。」

こういう形で白紙委任で、われわれはうんと書いていいんですか。なぜここにはつきり限度を書いておかないんです。われわれこういう白紙委任で予算を、いかに法律に基づくとはいへ、そういうことをわれわれ承認したのでは、これは財政を乱すものですよ、財政を。みんなごらんないな。みんなそこに嚴重に、国庫債務負担行為について、公債についても、これはちゃんと予算総則に限度を規定して、国会の議決を経なきゃいけないということになっていふんですよ。それにもかかわらず、交付公債に限って、このような「政府は、必要な金額を限度として国債を発行すること」ができる。」と書いてあつて、限度が何ら示されていないんです。こんな法律の規定のしかたでいいのですか。もし法律で出すなら、ここに金額をはつきり出すべきです。金額を出すならば、法律によつてそれではつきりするでしょう。そうしなければ、かりにこれを実行して、交付公債という形で出して、次年度にずっとこれは歳出予算になつてくるんですよ。全体の日本のこの財政の長期的見通しにおいてその影響を見る場合に、限度をはつきりしなければ判定しようがないじゃないですか。

また、白紙委任でこれ通つちゃつたら、政府は一応見積もりとしては千四百五十六億千八百万円になっていきますけれども、しかし、はつきり法律に書いてないんですから、必要とする場合にはもっと出すかもしれませんよ。いま一応見積もられて千四百五十六億以上になるかもしれませんし、以下になるかもしれません。しかし、それははつきりここに限度を、もし大事をとるならばその最高限度を出しておいて、それで発行しなきゃいいんですからね。しかし、今度限度をこえた場合には、国会で批判を受ける、また財政法違反になる、この法律違反になるから、出せない。何かここに規制をしなきゃならないと思ふのですよ。こんな形で交付公債といふものをむやみに出して、国会でさうございしますかといふので認めて、一体これはいいかどうかですよ。それも金額がわずかにじゃないのです。いままで私、資料を出していただきましたが過去において交付公債として出たものは大体七百億くらいですよ、全体で。それが一挙に千四百五十六億ですよ。たいへんな額ですよ。過去において出したのは大体七百億くらいのものです。それを一挙に千四百五十六億を出すなんて、何かここにやはりはつきり限度をうたうべきではないか。そうしなければ、国会としてこんなうな政府に白紙委任を渡すような形の法律を通すことは、私は問題だと思ふのです。

○国務大臣(田中角榮君) この第四条には、公債を出す場合の制限を明確にいたしておるわけでございまして、いま御審議をいたしておるわけでございますが、交付公債といひ、交付国債といひ、未亡人加給も同じものでございまして、財政法四条にいう公債ではないといふことは明らかでございます。じゃ一体何かといへば、これは十五条に規定をしておる債務負担行為に類するものである。将来に国が……(国庫債務負担行為)しか書いてない(と呼ぶ者あり)

○木村義八郎君 債務負担行為ですね。

○国務大臣(田中角榮君) でありますから、債務負担行為です。これは恩給法でいへば恩給の受給権になりますし、これは今度の法律に基づく受給資格になりますし、それから未亡人加給は未亡人加給法に基づく受給権になりますから、これは口では交付公債ともいい、交付国債ともいいますが、国庫債務負担行為といふことは事実でございます。

債務負担行為に関する財政法の規定はどこにあるかといふと、十五条にございまして。十五条には二つ書いてあります。一つは、法律によらないものは予算総則、予算書に書いて、そこで国会の議決を経なければいかぬと書いてありますから、予算書に書いてあつて議決を経たものは適法であるといふことは言うまでもありません。もう一つは法律によるもの、こういう規定がございまして。でありますから、法律によるものとは何ぞや。これ

は恩給法とかこの農地買収者等に対する支給法とか、こういうものを十五條の法律がさしてあるわけでございますから、この十五條に基づくこれらの行為は、法律が制定されれば予算書に計上しなくても当然財政法はそれを許してある、こう解釈しております。

○木村義八郎君 それならば、財政法十五條によれば、「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」もし法律に基づく場合は、その法律が国会の議決を経ればいいわけですか。で、それから、やはりその法律に限度をやはり書くべきだと思ふのです。それでなければこのつじつまが合わないんですよ。そのかわり予算のほうには、予算総則には書かなくてもよろしい。しかし、法律にはやはり限度を書かなければつじつまが合わない。この精神が生きてこないと思ふのです。

○國務大臣(田中角榮君) それはわかります。それは、あなたが財政法というものは厳密でなければならぬということ、十五條を受けて、法律でもって制定された場合には予算書には書かなくていい。これは当然であります。しかし、それには限度を付すべきであるという、これは付すべしと書いてありませんが、当然そうあるべきだ、財政法の精神はそうだが、こういうお気持ちばかりあります。わかりますが、限度を書き得ないというものもあるわけでございます。まあおおむね書き得ないということはないけれども、書くには非常にむずかしい。

というのは、この農地の被買収者、これも何百万人だということにはなっておりますが、これはなかなか調べてみるまではたいへんなことであります。千四百五十億といいますが、ある人は九百億ともいふし、ある人は千三百億だろ、ある人は千四百億だろ。こういうなかなか計算のしかたによつていろいろ問題があると思ふのです。ですから、これは「おかしきぞ」でたため

じゃないか」と呼ぶ者あり)でたためじゃありません。これは皆さんも十分おわかりになるとおり、被買収者の調査は総理府でやりましたが、そんなに明確な、しかもその中でもわからない人もありますし、そういうものをもらつてもわれわれ返納します——これは赤城農林大臣などは被買収者でございますが、私は受けません、こういうことでありますから、こういう人は非常にたくさんありますので、実際においてこまかい計算をして、千四百五十億になる、これは一応いままでの調査の結果出した数字であります。これは明確な数字は出てこないわけでありまして、ですから、非常にこまかい制限をして条件を付して、これによつて徹底的に調べて、それでその受給資格というものを十分認定しなければ交付公債を出しませんと出ておるのでありますから、あなたの言うお気持ちはわかりますけれども、千五百億を限度としてというやうな、限度としてというやうな總体的な金額を盛る、法律に規定するということは非常にむずかしい状態であります。

これは恩給法においても同じことなんです。未亡人加給の場合もこの議論が出ましたが、同じことなんです。ですから、単価を書てある。一人に對してこういう条件の場合幾ら、二万円、こういうことになつておりますから、総額を法律に明示しなくても同損を来たすというやうなおそれはないわけでありまして、財政法の精神にも適合する、こういう立場をとつておるわけでございます。

○木村義八郎君 それは大蔵大臣、矛盾していませんよ。さつきは財政法の精神からいって、やはり限度を法律に書くのもお気持ちはわかりますが大蔵大臣は言いがた。それじゃ、普通の鉄道の工費とかその他の公共事業費なんかの場合、国庫債務負担行為をやりますね。そのときの限度を設定するほうがよほどむずかしいと思ふんですよ。そうでしょう、物価の変動その他によつて。それにもかかわらず、予算総則にちゃんと最額の限度はそこにはつきりと設けなければ、記載しなければいけ

ないことになつてゐるのですよ。そんなにばつきりするのなら、なぜここにはつきり限度を書けないのですか。これは限度以内ならいいのです。限度をこえてはいけません。だから、限度をちゃんと設定することによつて、ルーズな予算の使用というものを国会が縛るわけなんです。その限度というものをばつきり設けないで、「必要な金額を限度として国債を発行することが出来る。」、こういうやうな形では、十五條の精神はここにはつきり生きていないと思ふ。ですから、今後の問題もありません。もし大蔵大臣がさつき言われたやうに、お気持ちはわかるというなら、今後そういうふうにするべきじゃないですか。今後法律をもつて予算にかえる場合は、やはり限度をはつきりさせるべきじゃないですか。

○國務大臣(田中角榮君) 限度をはつきりすることとがよりベターであるということはおわかりになります。非常によくわかりますが、予算書は御承知のとおり限度をきめておまして、予算のもとできめた限度以外に支払うことはできません。これはもう予算の性質上当然のことです。ところが、これが千四百五十六億ですかと言つておられますけれども、この法律の条件に適合するものが出てきた場合に、千五百億でも、支払いをしないというわけにはいかないわけでありまして、そこが予算と法律でやるものとの違い。

また、予算の場合は総額がきめてございますが、単価やその他の内訳は出ておりません。また、法律できめるものは単価がきちんときまつております。条件は法定されておりますから、この法律の条件を満たすものだけこの法律によつて精算をして交付金が出るわけでありまして、お気持ちはよくわかりますが、まあおおむねどの程度になるのかという予想数字は御説明で申し上げるということでは御了解をいただくということのほうは、やはり現実的だ。これは未亡人の給付金、國債の場合も、引き揚げ者の場合も、遺族の場合も、こういう問題はなかなか的確に法律でもって限度をきめるということではできない。単価をきめ

て今日に至つておるといふことでございますので、そういうことで御了解いただければ幸いです。われわれは、できるだけ法定するといつても、国民に、どのくらいかかるのか、限度を法定できればより合理的だといふ考えはよくわかりますので、検討いたします。

○木村義八郎君 検討しますと言いますけれども、しかし、今度は国会の——大蔵大臣だつて国会議員でしょう。特に大蔵大臣は計數に明るい、大蔵大臣はよく御存じのはずでしょう、国会の立場で予算についての規制は十分しなければいけないのです。その限度というものをやはり設けて、たとえば、少し極端なことをいへば、給付金交付見込額試算というのがありますが、これを見ますと千七百七十八億なんです。そうして交付の見込み額千四百五十六億です。だから、そこで千四百五十六億を少しこえるかもしれないというなら、それを少し上回つて限度を設けておいて、その範囲外だつたら、これは支出がもし足らなかつたら、今度は国会でまた法律を改正するなり、予算として改正するには補正予算が出てくる、こういう形にしなければ、国会の立場で、国民の非常に多くの税金を支出するのですから、そこについてはあらかじめ限度というものを設けなければいかぬと思ふのです。それじゃ何か白紙委任するやうなものじゃないですか、これだけでは。

普通の國庫債務負担行為には、ちゃんと財政法で、予算総則にちゃんと限度を設けてゐる。ほかの公債についても限度をちゃんと明記するわけでしょう。この点は私は財政法の精神にとかく違反する。法律に規定すれば何でもできるということになつてしまふ。法律やれば何でもできるということになつてしまふのです。これは、それを多量でもって強引に通してしまふ、そうすれば何でもできるということになつてしまふ。財政法というものがあつたから、その精神にのつとつて、國庫債務負担行為なら國庫債務負担行為の規定にのつとつてやるとか、公債借り入れなら公債借り入れの規定にのつとつてやる、そうしなければだ

めだと思ひます。これは非常に問題があると思ひます、この法律。どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) よくわかりませんが、現実問題として、米亡人に対する加給法、同じ法律が出たわけです。同じ法律なんです。引き揚げ者に対する給付金もそうです。五百億程度だろうという説明をしておいたわけでありまして、引き揚げ者に対して全部交付したのが四百五十九億というものが出たわけでありまして。米亡人は大体七、八百億だろうということで、当時、そういう数字がおおむね真実に近い、こういうことで同じような法律をお願いいたしましたら、七百四十一億という数字になったわけです。ですから、私は、まあ単純もはつきりしている、条件もはつきりしている、しかもその総額というものがわかつて、法律に、本法による支給限度額は千五百億であるということが書ければこれはいいわけですが、どうも一人でも二人でも多くて、同じ法律の条件を満たしているという場合に、法律を改正しなければ払えないというものは必ずしも必要であるかどうか。これはもうこの法律で条件というのは非常にきびしく明確に書いてございまして、いままでの例から見ても、あなたの言われることはよくわかります。これは憲法に違反してはならない、財政法の精神を曲げてはならない。これは当然のことではありますが、私は今度の法律に総額が規定されておらないということで財政法の精神をゆがめているのだというのではないのであります。これはひとつ事実等も考えていただいて、将来総額が明示できるものももちろん総額を書くことがいいことかもしれませんが、この種のものに対してはいまの条文で御了解いただきたいと思ひます。

○木村義八郎君 私は総額をきちんと書けと言っているのじゃないのです。千四百五十六億一千八百万円きちんと済むとは思っていない。しかし、限度というものを明らかにすべきだということです。それは財政法の精神ですよ。きちんと総額を書くことは、幾ら計算したってそれは無理で

すよ。ですから、限度というものを、この年度内においてはこのくらいじゃなければならぬという全体の財政との関連で、公債を発行したり国庫債務負担行為をするのでしよう。ですから、全体のバランスをならんで国庫債務負担行為はこのくらい、国債はこのくらいというふうな、全体をならみながら、そこで限度を設けるわけでしょう、それ以上発行しちゃいけないから。そういう意味で限度と言っているのですよ。それは限度は、財政法十五条にちゃんと規定しているような精神に基づいて、法律によってこういう予算を伴う内容のものを示して行く場合——そうでなければ、法律によれば何でもできるということになると非常に財政法を乱すものだから、国会の立場としてはそういうたてまえをとらざるを得ない。

次に伺いますが、もちろん千四百五十六億というのは全体としては非常に巨額ですよ。そこで、将来の日本の財政との関連を十分勘案されたと思うのです。また、勘案しなければいけないわけですね。そこで、この農地買収法案と日本の今後の財政との関連を質問したいのです。

そこで、資料としていただきましたが、今後の国債の償還につきまして伺いたいのです。ざっとですね、この資料に基づいて今後の全体の国債の償還と、それから被買収者国庫債券の償還ですが、償還との関連について説明していただませんか、この資料を。

○国務大臣(田中角榮君) お手元にお届けしましたように四十年五月十八日現在の国債の総額は四千九百四十二億四千四百万円でございます。この中には外債も全部入っております。換算率は現在の換算率を使っております。これを法律の規定によりまして大体どのくらいずつ償還するかということになりますと、昭和四十年が二百十四億、四十一年が二百七十三億、四十二年が八百四十四億、四十三年が四百六十二億、四十四年が三百四十二億、四十五年が四百六十六億、四十六年が六百四十八億、四十七年が三百五十七億ということになります。これは計算せられるわけでありまして、こういうふう

にしますと、四十八年、四十九年、五十年は、四十八年が九十三億、四十九年が五十一億、五十年が五十二億、ほとんど国債はゼロになってしまふ、こういうことになるわけでございます。

この中には普通国債、農地証券、遺族国債、引き揚げ者国庫債券等ございまして、農地被買収者の問題、またこの国会で通りました遺族買収金の問題等は含んでおりません。含んでおりませんが、これは四十一年度で仮定の数字を見ますと、農地が百四十七億、特別買収金が九億六千万程度でございます。いま申し上げた数字に自動的に計算をしますと加えられるわけでございます。しかし、一般会計に対する国債の比率というものは、先進諸外国と比べると非常に小さい数字でございます。ございまして、いざにしても国債償還の純技術的に見た数字は、いま申し上げたとおりでございます。

○木村義八郎君 いまの大蔵大臣の御説明を伺いますと、四十年、四十一年はそうですね。多くないですね。ところが、四十二年になると八百四十四億でしよう。これにこの農地被買収者国庫債券の償還額、それに特別買収金国庫債券償還額を加えますと、大体九百六十億くらいになる。これに對しまして償還財源が不足するということはないですか。

○国務大臣(田中角榮君) 四十年、四十一年は先ほど私が申し上げましたとおりであります。四十二年になりますと、八百四十四億プラス百六十億ということになるので、千億近いものになる、こういうことであります。これはただ、いま発行しております条件をそのまま単純累計した数字でございまして、こういうふうな九百億も八百億も四十二年になって急に償還するのかわつたということになりますと、これはその年度において、情勢を見て借りかえをやったり、平準化を行なつて大体いままでもやってきたわけでございます。いまの数字は単純に、いま発行しておる条件をそのまま積み重ねた数字を申し上げたわけでございます。この間財政法の改正をやっていたかま

た。これは二年間に限るということでありまして、二年間はもう国債償還に必要な財源はございまして、ところが、まあ三年目からはどうするかというところは、財政制度審議会の答申を得ましたり、慎重に検討して、将来の体制をひとつ整備をしてまいりたい、こういう考えでございます。

○説明員(原秀三君) ただいまの大臣の御説明に若干資料の点で補足して御説明申し上げます。きのう木村先生から御要求がありました資料でございますが、財政法第二十八条に基づきます調書、これをもとにしてこの資料を作成しております。ただ、昭和四十年度におきましては私どもの国債償還計画、これをもとにするわけでございます。したがって、昭和四十年度とそれ以降の資料の間に若干の数字の立て方の相違がございますので、その点をあらかじめ御説明しておきたいと思ひます。

つまり、昭和四十年度におきましては、普通国債の合計のうち、これは十一億となっておりますが、日本銀行の所有しております国債は原則として借りかえをするというたてまえから、日量所有分の二百八十億を除いた計数でございます。ところが、昭和四十一年、内国債の普通国債の償還年次の額につきましては、日本銀行の所有分がそのまま入っております。日本銀行の所有分、ちょっと計数を申し上げさせていただきますと、四十一年度日本銀行所有分が八十五億、四十二年度は三百九十億、四十三年度は三百二億、四十四年度が二百十四億、四十五年度が三百四十八億、四十六年度が五百十八億、四十七年度が二百十八億と、この計数が四十一年度以降の計数として含まれておるわけでございます。

先生御承知のように、昭和三十六年度までは市中所有の、市中金融機関の持っております国債を全額借りかえしていただけてございまして、昭和三十七年度におきまして市中金融機関の所有分のうちの三分の一だけを現金償還いたしました。三分の二を借りかえしたわけでございます。昭和三十八年度以降は、市中金融機関の所有分の内

債が全額現金償還をしております。ただ、日本銀行の所有国債につきましては、昭和三十七年度以降も全額借入かえをしておると、こういうところがございます。

なお、もう一つの資料につきまして、きのう先生にお断わりしたところでございますが、国債の償還、つまりIMFとIDAに対します国債償還のうち、どのくらいの償還要求がございませぬかにつきましては、先方からの要求がございませぬ限りにおきましては、これがはっきり確定いたしませんので、その見込み額はこれを一切落としておるということでございます。その点あらかじめ御説明申し上げたいと思っております。

○木村禮八郎君　こういう状態で、一般会計から公債償還財源を補てんする必要があるが出てこないですか。一般会計から、償還財源。

○國務大臣(田中角榮君)　必要なだけ一般会計から入れるということでございます。これはいままでは前年度の剰余金の二分の一以上というところでございましたが、それを今度五分の一に二、三年間だけ修正をさせていただいたわけでございます。しかし、三年以後の問題につきましては、その時点における将来の国債に対する展望、こういうものもございまして、財政の姿もございまして、その時期までの間に、まあ二年間の間で、財政制度審議会でも十分検討していただいて、どの程度繰り入れをするかということを含めていただくと、きめると。まあそれまでに結論が出なければ、また前年度剰余金の二分の一以上ということに戻るわけでありまして、まあどういふ状態がよいのかというの、その時点で、その将来の財政の展望もございまして、そこで検討して結論を出したいという考えでございます。いずれにしても一般会計から償還財源を繰り入れるということでございます。

○木村禮八郎君　この間財政法六条ですね、六条の改定によりまして、そうして「二分の一」を「五分の一」に変更したばかりなんですけれども、いずれにしてもこの四十二年はこれはもうずいぶ

ん公債償還が多くなるでしょう。そのほかにも一般会計からの歳入も多くなってくるし、それから、今後のこの歳入面を見ましても、いままでのように毎年自然増収を期待するようなことは今後まあできなくなってくると思うのです。ですから、そういう財政上の全般的なこと考慮して、勘案して、この被買収農家に対する交付の問題も考えなければならぬ、報償の問題も考えなければならぬと思うのです。

そこで、いま国債償還について伺ったのですが、この今後の歳入の見通しについて伺いたいですよ。三十九年度の歳入の見通しは資料いただきましたが、三十九年度の歳入の見通しについて御説明願いたいのです。結局、どういふふうになったか、三十九年度は。

○國務大臣(田中角榮君)　大体補正後の予算額に對しまして二百億程度の減収でございます。数字を申し上げると、補正後の予算額は三百四十五億六千万円という数字でございますが、収納額は二兆九千九百二十九億八千万円、こういうことでございます。二百十五億七千九百万円でございます。収入合計は九百三十三億、こういう数字でございます。このなぜ減収になったかという事情、大体御承知だと思っておりますが、必要があれば申し上げます。

○木村禮八郎君　これは、この政令改正による納付期限の延長分、これは入っていないわけですね。これ入れるとどのくらいになりますか。

○國務大臣(田中角榮君)　政令改正の分はどのくらいかといえますと、三百三十六億二千万円でございます。

○木村禮八郎君　そうしますと、政令改正をしないので従来どおりであると、三百三十六億を加えた五百七十億くらいの歳入不足と、こういうことになるでしょう。

○國務大臣(田中角榮君)　加えた額でございますが、五百五十一億余でございます。

○木村禮八郎君　過去においてこういうこと一休あったのですか、こういうようなこと。

○國務大臣(田中角榮君)　昭和三十三年に二十一億の欠損額——欠損額といいますが、歳入、税収が少なくなったということがございますが、まあ四、五年の方には比べますと、ちょっと収入が少なかった、こういう異常な状態だといふふうにいえます。

○木村禮八郎君　いまのこれは戦後異例のことですね、五百億以上の歳入不足を生じたということ。これまでの財政推移から見まして、こんなにはたさん歳入不足が生じたというところは、これはもう異例のことだと思ふのです。前は私、池田さんが大蔵大臣やっていたときに、過小見積もり、過小見積もりと言いましたが、今度は逆に非常に結果としては過大見積もりになってしまったわけですね。

そこで、四十年の見通しを伺いたいのです。これは毎日新聞に出ておりましたのですが、四十年度は、これは千数百億も不足するのではないかと、こういうことは観測記事ですが、しかし、これについてはかなり詳しく報道されておるので、四十年の見通しについては、大蔵大臣、どういふお考えですか。

○國務大臣(田中角榮君)　まあいままでのように自然増収があったものに比べると異様な状態であるということでありまして、いままでのほうが異常であつて、これが大体正常なのか、こういう見方もあるわけでありまして。安定成長に入つてまいりますと、大体いままでのように補正予算を組んで、その上なお自然増収が計上されるというふうな状態はないと思ひます。まあ三十九年が減りましたから、四十年度予算も減るのじゃないかと、こういうことでございますが、これは非常にむづかしい問題でございます。経済の状態その他を十分に見なければならぬことでございますが、三十九年が減つたから四十年もそのまゝ減るといふことを即断はできません。それは三十九年の税収見積もり弾性値は一・七見たわけでございます。ところが、四十年度は一・三二でございますから、三十九年の見積もりというものは対前年度に比し

て少し大きかったといふことはいえませんが、四十年度は伸び率比ますと一・七と一・三二の差があるわけでございます。しかし、いずれにしても、補正予算を組むような楽々とした税収が見積もられるような状態でないといふことは言ひ得ると思ひます。

○木村禮八郎君　最近の法人の決算状況を見ましても、非常によくありません。四十年度の予算を編成する当初に見通したときと非常に私は変わつていふところがある。変わつていふところというのは、悪く、決算が予想以上に悪いと。それから、今後の成長率についても、当初の予算より私は悪いと思ふのです。ですから、今後歳入面について非常に問題が起こつてくると。やはり、はつきり金額として幾らといへませんけれども、大体三十九年度に劣らず予算に対して歳入不足する、こういう状態がやはり見通されるのじゃないですか。

○國務大臣(田中角榮君)　まあそういう考え方であるほうは堅実であります。私自身はそんな考えでもつてやってみて、そういう基本的な考えで、財政はきびしいという考え方ではないといふことを事務当局にも言つてございまして。言つてございまして、三月のまだ法人決算の数字を全部つかんでおりません。大蔵省でわかるもの、銀行とか、そういうものを見ると、われわれの考えておつたよりも決算の状況はいいことは御承知だと思ひます。まあ總体的に考えて、企業収益というのは下がつておると思ひます。いままではタコ配やつておつた人がみんな株決算をやるというふうな状態になっております。こういう状態をすなおに考えると、政府が当初見通した税収よりも、相当大きな税収があることを考えるよりも、税は減りかげんであると考えることが妥当だと考えます。しかし、根拠は、いま三月の決算の詳細を持っておりませんから、明確な根拠はないのであります。いずれにしても、私はそういう基本的な姿勢でこれからの財政には対処すべきだといふ考え方を、私個人は持つております。

○木村禮八郎君　その上に歳出要因としまして、

歳出の面では四十年年度の、今後さらにたとえ世界銀の、IMFの増資とか、国民健康保険の赤字補てん、公務員給与の改定、生産者米価の引き上げと、いろいろと数えあげれば出てくる、こういうふうな新聞で報道されておるわけです。そうしますと、四十年年度の財政というのは非常に私はピンチになってくると思う。四十一年を見た場合、なおさら、今後の景気の動向いかんにもよりますけれども、困難な状態が出てくるのではないかと。そこで、インベントリを取りくずすとか、あるいはまた公債発行等の問題が起こってくると思うのですよ。そういう当初予想したときと比べれば財政状態が非常に悪くなっている。過去の高度成長のもとにおける財政と比べて、とにかく非常に大きな変化を生じてしまっているわけです。

そういう財政情勢の変化というものは十分に考慮に入れて、この千四百五十六億にのぼる巨額の交付公債を発行するというにしたら、あえてです。いまお話しのように、歳入の面でも歳出の面でも、いままでと違って非常に変化を来たしておるわけです。そういうものと、千四百五十六億、それでも毎年大体百四十七、八億ぐらいの歳出要因があるわけですね。歳出の要因になるのですよ。ですから、そういう最近の財政状態の変化及び今後の日本の財政を考えた場合ですね、このように——これは不急のものですよ。急を要しないものです。こんな急を要しない農地報償なんてすべきじゃないと思うのです。いまの日本の財政状態を考えたときに、さらにまた、政府の報償の内容もはつきりしたわけです。これについて各種新聞の論議等ごらんになりました、非常にきびしい批判ですよ。こんなものはやるべきじゃない。世論の動向を勘案したって言いますけれども、この案が発表された後の世論の動向も、これは調査してみることがあると思うのです。そうすれば、何も急いでここでこの農地報償法案を通す必要はないと思うのです。もっと慎重に、そんなに日本の財政が重大な大きな変化を遂げてきているときなんですから、もっと十分にこの問

題に国会で審議を尽くし、また十分にこの世論にもよくこれを問うて、そうして慎重に私は対処すべき問題ではないかと思うのですが、大蔵大臣の率直な御見解を承りたい。

○国務大臣(田中角栄君) 高度成長から安定成長に移行していく過程にある現在といたしまして、長期な観点に立つて財政負担をするというふうなことに對しては慎重な態度でなければならぬというところは、もう御説のとおりでございます。私もそのような考えでございます。まあ財政はだんだん苦しくなる。苦しくなるのが、これはもうあたりまえのことです。いままでのように歳出要求があればそれを満たすだけの自然増収があったというふうな、安易な言い方ですか、そういう態度でおるべきものではないという考えでございます。

しかし、まあ本件は、せっかくの御発言でございますが、十数年の検討の結果内閣として最終的な態度をきめたものでございますから、財政の上からはいままでのように豊かでないことは事実でございますけれども、財政に對する姿勢を正す、緊縮度を高めるといふことと対策を行なうということは、やはり調和をせしめていかなければならぬ問題でありますので、その間の事情を十分ひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○木村福八郎君 時間が経過しましたので、まだいろいろ質問あるんですが、次に、二つだけ重要な問題について質問したいと思ひます。それは、いまの佐藤内閣のいわゆる社会開発という基本政策との関連なんです。

で、佐藤総理大臣は、人間尊重の政治を行なうと、高度経済成長のもとで失われた人間性を取り戻す政治を行なう、こういうことをはっきりと声明されました。で、人間尊重とは何かと質問したら、それは具体的には社会開発だと言われたわけですね。社会開発は何かというと、これは経済企画庁で社会開発に関する作業をしたものもございしますが、それを見ますと、いままでの経済開発と違って、社会開発は——経済開発のほうは、日本

経済をどんどん大きくする、分配するもの、パイを大きくするのは、これが経済開発である。社会開発というのは、大きくしたパイ、これを公平に分配する分配関係です。ところで、高度経済成長のもとで、国民所得の分配、あるいは所得、生活水準に非常にひずみが出てきたと、そのひずみを直すというところが社会開発の一つの大きな重点であると思うのです。その他いろいろ具体的なことが出されておりますが、そうしますと、この農地報償は、佐藤内閣の社会開発の観点から見ると矛盾しているわけです。

工藤調査会の答申によりまして、農地の被買収者は生活水準は一般世帯よりもいいのです。いはうに千四百五十六億も報償という形で所得を分配する。これではひずみはますます拡大されます。もし、ほんとうに社会開発をやるなら、これを減税に回すなり、あるいは生活扶助その他農地被買収者より困っている人のほうにこの予算を向けるべきだと思ひます。そうじゃなければ、人間尊重の政治とか、失われた人間性を取り戻す政治、この具体的内容は、社会開発といつても、これはもうそれになってしまふですよ、見せかけのスローガンにすぎないと思ひます。この点、こういう観点からやはり考えられたのですか、農地報償の問題は、(総理)と呼ぶ者あり、総理大臣から御答弁をわざわざなさなければならぬのですが。

○国務大臣(田中角栄君) 私からお答えしていかどうかわかりませんが、御質問でございますから、内閣で検討いたしましたことを率直に申し上げてみたいと思ひます。

人間尊重、社会開発、こういう看板を掲げておる佐藤内閣として、うしろ向き政策ともいわれるべきものに歳出を使うというところは、一体いいのか、こういうことでございしますが、これは一体うしろ向きかどうか、こういう問題も検討いたしました。それから、人間尊重、社会開発というふうなものに逆行する政策かどうかということも検討いたしました。また、困った人、もっと社会保障その他大いに歳出面をふやさなければならぬ

事態にありながら、こういう政策に対する歳出とどう調和をするかという評価もいたしました。純農政との関係も評価いたしました。いたしました。が、結論的に、この法律は自由民主党を基盤とする内閣としてはこれを国会に提出をして、これを成立せしむべきだ、こういう結論に達したのであります。

まあその間に、過程におきましては、相当激論もし、慎重かついろいろな観点から検討いたしました。で、どういふことが、率直にこういう機会でありますから申し上げますと、こういうものは一体二重補償という。これは二重補償ではない。これは補償はしない。補償は適法にされたものであつて、最高裁の判決とおりである。この報償というのに対してなぜ一体やるのか、この問題は、ただ農地解放というのが非常に犠牲が大きかつたというふうなものではなく、農地報償と各種の戦後補償といふんです。これらの問題と区別して、農地報償は戦争被害とは直接な関係はない、こういう認定をまずいたしました。

それから、農地報償に對してなぜこんなことをするか、農地報償はどうしてやるのか、こういうことになりまして、世界的な歴史を見るまでもなく、農地の解放といふものは、これは非常に大きな問題であります。ですから、農地報償に對してのいろいろな問題があつても、農地解放の実績、農地解放が行なわれたために、農村の民主化のみならず日本の民主化が行なわれ、今日の日本の経済的な発展の基盤をなした、何びともこれをいふ者はないといふます判断をいたしました。

この農地解放という問題は、自作農をつくる、小作と地主の長い闘争の歴史、こういう歴史に徴するまでもなく、自作農をつくらう、こういうこととでこの法律ができて、農地解放が行なわれたわけですから、自作農以外の用に供する場合、さきに売り渡したところの地主に先取特権を与えるとか、国がこれを取り上げるとか、こういうことが法律に書いてあれば、私はまだまだ問題は小さ

かつたと思うのであります。初めはもちろん、自作農創設のためでありますから、自作農以外の用途に供するものは別に返さなければならぬ、こういうことであつたのですが、御承知のとおり、昭和二十九年から法律を改正されて他に転売することができるようになった。ところが、インフレなどがあつて、まあこういうことでどんどん転売された、こういうことでもあります。でありますから、そのときに、そのときを契機として旧地主との間に非常な問題が起つてまいつたわけであり

ます。そしていろいろな支障が起きます。ですから、そのときから、御承知のとおり転売利益を、差益を徴収してこれを報償の財源に使うべしと、こういう議論もありました。そんなことはできるものではない。これは憲法上条件のない法律として承認されたものに対して、それから差益金を徴収する、そんなことは憲法上できるはずはありません。

いろいろな道行きがありました。最後にどうなつたかといふと、これだけ大きな事業が行なわれて、その結果二十年たつてみて、どうもいなかには昔と同じ対立がある。もう小作もないのですから、小作と地主の対立があるはずがない。ところが、その対立がある。御承知のとおりあるのです。地主といふものは社会的に、工藤調査会の調べによれば、一般のレベルよりもいいといふものの、自分たちから二百五十円とか三百円とか、坪当たり何十円にも売れる。こういうところ、闘争があるはずがない農村に、農村の民主化をはばんでおる事実があります。あるいはもうあそこには絶対に嫁をやらぬ、婿ももらわぬ、こういう実態をそのままにしておいていいものか。

私たちはそういうところをこまかに、しさいに検討して、これだけの大事な事業に有終の美をなすには、国民の税金をもつてあがなうということはいろいろ議論もございましょうが、これに何らかの措置を行なおうというのが、この農地報償法

案なのです。ですから、ただやろうということではない。

まあこの歴史を見ましても、この土地の問題というのは流血の惨でありました。血で血を洗ひ、民族同士が爾清し合つてゐる。こういう世界の歴史に比べると、敗戦の結果とはいへ、日本の農地解放は思い切つてやられた、行なわれた。ですから、私たちはいろいろなことを考える前に、西ドイツのあのとにかつ戦後の国民の全責任でまず犠牲者に一切のものをやつて、しかる後にわれわれが分配しようといふほどにわれわれは思い切つた措置はとれないにしても、これだけの大事業が行なわれたために、当時の地主がその相当の数、相当高い生活程度を維持している、一般の人全体よりもレベルは高いといふだけをもつて、これで何もなくなつてもいいといふことでは、どうも政治にはならないのではない。こういうことを十分考へて、ほんとうに農政も行ない、それから社会保障も行ない、人間尊重も行ない得る、人間尊重の最も大きな問題としてこの大事業の陰にあるトラブルをなくしよう。そうでも考へなければ、国民の税金をこんなに使おうという勇氣が出るものではない。そういう意味で非常に慎重に考へ、あらゆる角度から検討した後にこの法律をあえて成立せしめようと、こういうことになつたのであります。

ですから、これはひとつ、これ以上私は申し上げませんが、与党が、政府がこういうものを提案をした立場も、考へ方もひとつ御理解願ひまして、まあひとつ別な角度からも御検討、この法律案の評価、価値判断といふものも、そういう意味からもお願いをできれば幸いだと思う。われわれはただ地主に対して何かしよう、二重補償をしよう、こういう単純な考へでこの法律を提案したのではございせんから、十分佐藤内閣でも検討して、検討した結果いま申し上げたような結論に達して、この国会において成立せしめたい、皆さんにお願ひしたい、こういうことでございせんから、もう二度とは申し上げませんが、御理解願ひ

たい。

○木村福八郎君 農地改革との関連につきまして、野溝先輩なり亀田さんからも、その道のベテランがおりますから、あとで詳しく質疑していただきますと思うんですが、私の質問としては、最後にもう一つ、日本のいまの全体の経済政策との関連においてこの農地報償の問題をやはり考えるべきであると思ふんです。と申しますのは、いま不況といわれていますが、いま日本の経済全体は、御承知のように設備過剰、過剰生産というのがこればかり基盤だと思ふんです。そういう場合、工藤調査会の答申でも、被買収者よりも一般世帯のほうが耐久消費財なんかの普及率が低いんです。ですから、景気政策からいつても、そういう低いほうに購買力を多く与える、こういうほうがこの過剰生産の問題として有効需要をもちのほうにつける、そのほうがやはり経済政策としては賢明であると思ふんです。そういう点もやはり考慮されるべきだと思ふんです。これに對しても大蔵大臣の答弁をいただいても、結局同感ばかりにされても、それはそうだと云われても、実行されないんですから、しょうがないんです。

それと、もう一つ、これは最後ですから総務長官に伺います。総務長官、よく言われることですが、なぜ所得制限をしなかつたかといふことについて聞いたことがあるんですよ。たとえば老齢年金ですね、七十歳以上千三百円、あれについても三万円という所得制限があるんですよ。所得制限、これはやはり私は考慮されるべきだったんです。また、考慮されるべきだと思ふ。その点を伺います。

○政府委員(白井莊一君) この点は、この立法の際にも議論せられた一つの問題でもございまして、うし、また、昨日御質問のございましたように、調査室においてもその問題を調査をしたわけなんです。ありますが、やはりこの点は、昨日もお答え申し上げましたように、その重点とするところが農

地解放によつて農村の民主化、それから日本の民主化、したがつて食糧の増産とか、日本の復興に役立った。大蔵大臣もお答え申し上げましたように、これらの貢献といふことに對する評価に重点を置いたと申しますか、もう一つは、心理的影響といふものも重点を置いたといふことで、そこで、社会保障的な所得制限といふような点については、これは二十億の融資の面で施策を行なうといふことで、本案につきましては、そういう社会保障的な困つてゐる人を救う、こういうことでなく、重点の置き方が違つておりましたために、したがつて、社会保障の見地はとらなかつた、こういうわけでございします。これに對しましてのいろいろ御批判はもちろんならうかと存じますが、政府の考へ方はいま申し上げましたような点からいたしまして、所得制限は行なわれない。ただ、そういうような点を全然考へなかつたといふことではない点からいたしまして、最高は百万円、それからこれはもちろんその点ばかりではございせん、補償といふ点でなく、報償といふ点から果退率を設けて、いまお説のような点につきましてもある程度頭の中にそれを入れてこの法案をつくつたと、こういう次第でございします。

○木村福八郎君 私はこれで終わりますが、いままでも質疑を通じて、どうもこの法案は世論の動向から考へても、また、財政法あるいは日本の今後の財政との関連から見ましても、あるいはまた、佐藤内閣の社会開発という一番重要な政治的な理念あるいは立場からいつても、また、現在の景気対策から見ましても、きわめて不適当な法案である。どう考へても、いろいろ御答弁いただきましたけれども、これは参議院選挙を控へての党利党略的なにおいが非常に濃厚であると言わざるを得ない。十分な国民を納得し得る御答弁がなかつたのを非常に遺憾といたします。

私の質問は一応これで終わります。

○委員長(西田信一君) 都合により暫時休憩いたします。

午後四時二十一分休憩

午後七時五分開会

○委員長(西田信一君) 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○亀田得治君 農林大臣に最初にお尋ねいたします。

農林大臣は、この法律案が通つたと仮定して、この法律に基づく報償金を請求する意思があるかないか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私の個人のことと思ひますが、私は意思を持っておりません。

○亀田得治君 もらわぬということですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 意思を持っておりませんから、もらいません。

○亀田得治君 せっかくこれだけ紛糾しながら、しかも、政府が閣議決定としてこればぜひ要るものなんだ、こういうことで出されておる。農林大臣もその閣僚の中の有力な閣僚なんです。有力者なんです。その人も参加してきて、自分にはわからない、そういうことなら、その閣議において堂々と反対すべきじゃありませんか。そこら辺の理由をもう少し明確にしてもらいたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは私自身の問題ならば、反対あるいは賛成いたしませんけれども、これは多くの人の問題でございます。でございますから、多くのの人々に対してまして報償金を農政とは別個の意味において出すということにつきましては、私は賛成をいたした次第でございます。ただし、私個人にどうかということでありまするならば、私自身は御辞退申し上げようということでございますから、政策と個人の問題は別と思ひます。

○亀田得治君 いや、それは別じゃないです。あなたが賛成されたのは、これはいい法律だ、こういうことで賛成されたに違いないわけですよ。実際は、農林省の事務当局などでは非常な反対意見のあることは、これは農林大臣もよく知っておられると思う。やはりそこに心理的な矛盾があつて、法律が通つてももらいたくない、実際はそういうことじゃないでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私は、個人的にいえば、農地の解放を進んでやつたほうでございます。でございますから、精神的な痛手もあまり私としてはございません。しかし、多くの人にはそういう痛手等もありますので、この制度をしいて報償金を出すということでございますから、多くのの人々に対して出すことには賛成する。私自身としては別に精神的に痛手も何もないんですから御辞退してよろうかと、こう思ひます。

○亀田得治君 いままでのこの政府の説明を拝見してみますと、いろんな理由がたぐさん並べてあります。まあ整理すると、三つか四つになります。しかし、その一つとして、農地改革の意義を強調し、そうしてそれに協力をした、そういう意味でございまして、さういふ意味のことも一つは理由になつておるわけでありまして、あなたが農地改革に協力して、積極的にやりになつたんですから、当然その線に沿つてすなおにもらふべきものじゃないかと思うのですが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 勲章でも辞退する人がございます。でございますので、ほうびであつても、別にもらふようなことをしておらぬと、こう思ひますので、ほうびであるとしたしめても御辞退しよう、こういうふうな気持ちでございます。

○亀田得治君 これはもう、つじつまの合はぬこととはどうしてもつじつまが合はぬんです、どないに答へても。いま勲章の話をしなくも出され、この社会党の私たちが辞退をしておるということも暗々裏にさされておるものだと思います。しかし、これはなぜ辞退をするのか。いろんな意味からいまの段階でそういうことをしては社会の

進歩に弊害になる、こういう理由があるからこれはもらわぬわけですよ、理由があるから。だから、やはりあなたもこれを辞退されるということ、これは、反対の理由があるわけでしょう、出さうということに対する反対の理由が。その点を率直にもつと明確にしてほしいと思う。

世間の人は、農地改革をやつた、それに対する報償金が出る、農林大臣がまず先にこれを辞退される、それほどこれが矛盾を含んでおる、実際には、あなたは勲章のことをいま例に出されましたが、これは明確な理由があるわけなんです。理由はいままでいろんな人が述べておるとおり。そういう意味の、筋の通つた説明というものは何も聞かれんじやないですか。どういふことなんです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 勲章でも、保守党にもございます。御辞退が。社会党ばかりじゃございません。辞退した人が。そういうもので、この被買収地主に対する報償金を出さう、こういうことに對しては私は反対はいたしません、私個人的には別に精神的痛手もさうなつたわけでもなし、解放という自体そのことは二十年前に済んだことでございますから、さういふ意味におきましてほうび的なものを私としてはもらふ必要がない。しかし、一般の人々にはさういふ制度によつて報償金を出さう、報償金をほしい、さういふ者もあらうかと思ひますので、制度としてこれを行なうのと、その制度の中で私が辞退しようというものは個人的な理由でございますので、私はそこに矛盾はない、こう考えます。

○亀田得治君 農林省の部内の人たちの意見はどうでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは農業政策プロパ一の問題として農地改革の手直しをするとか、あるいは農地改革の制度をこでうしろ戻りして、さういふことであれば農林省内部におきましては反対は相当あるはずですよ。しかし、今度の報償金の制度は農業政策プロパ一のものではないと思ひます。農林政策といたしましては、農地改革の基礎の上に立つてそれを進め、さらに最近におきま

しては農業基本法等によりまして農政を進めておるわけでございます。でございますので、今度の報償金をしようというところは農政プロパ一の問題ではなくて、別個の観点から、農地解放をした人々のまあ報償といひますかさういふことをしようということでございますので、農林省としても農政としての問題としては取り上げておりませんので、これは別の問題としてこの問題につきましては賛成をしておる次第でございます。

○亀田得治君 そんな、名称を呼びかえたから本質が変わるものじゃない。あとから、最後にこの問題にはさらに触れていくことにいたします。一応まあ聞いておきます、さういふふうに。それから、各論的な問題からぼつぼつひとつ確かめていきたいと思ひます、本日は。それで、まず最初に、現在の農地価格ですね、これがどういふふうになつておるか、明確にしてほしいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 事務局から……。

○説明員(石田朗君) お答えいたします。現在の農地価格、これは戦後かなり上昇を毎年してまいつてきております。最近の情勢におきましては、三十九年の数字でございますが、田におきましては、普通田で全国平均十九万八千円、畑におきましては、普通畑におきまして約十二万円、さういふふうになつております。で、いまも申し上げましたように、最近ずっと上昇を來たしてまいつておりますけれども、ここ数年におきましてはやや頭打ちの傾向を見せておりまして、県によつて停滯ないし微落というふうな傾向も見られておるわけでございます。

○亀田得治君 いまの価格は反当ですね、もちろんです。

○説明員(石田朗君) 失礼申し上げました。反當たりの価格を申し上げたわけでありまして。

○亀田得治君 もう少しさかのほつて、十年分ほど明らかにしてください。

○説明員(石田朗君) それでは申し上げますと、年々もいかかと存じますので、反當たりの普通

田の価格を申し上げますと、十年前の二十八年におきまして六万三千三百円でございます。それから、途中をとりまして、三十三年の数字をとりますと、十六万五千五百円ばかりになっております。

○亀田得治君　ずっと言ってください、飛ばさないで。

○説明員(石田朗君)　そうでございますか。それでは申し上げますが、二十八年がいまも申し上げましたとおり六万三千三百円、二十九年が九万三千五百四十円、三十年が十一万六千円、三十一年が十三万五千七百円、三十二年が十五万二千五百円、三十三年が十六万五千五百円、三十四年が十七万四千七百円、三十五年が十八万六千六百円、三十六年が十九万四千三百円、三十七年が十九万四千五百四十円、三十八年が十九万三千八百六十円でございます。端数は多少切り捨てた部分がございますが、大体的傾向はそういうふうになっております。

○亀田得治君　農林省のほうから出された資料だと思ひますが、この農地法八十条による売り払い価格ですね、これは反当幾らになっていきますか。

○説明員(石田朗君)　八十条の価格でございますが、これは原則として旧所有者またはその承継人に売り渡されるわけでございますので、その場合には買取の場合の価格でやっております。

○亀田得治君　反当幾らになるのですか。

○説明員(石田朗君)　この値段は、したがいまして、その時期によって違ひがござります。買取いたしたる時期によって違ひがござります。農地改革の当時におきましては七百六十円で、反当たり田にいたしまして七百六十円になっております。それから、昭和二十五年以降はその七倍で買取をいたしておりますので、その値段で所有者に売っておるわけでございます。

○亀田得治君　たとえば三十八、三十七、三十六と表が出てくるわけですが、これは反当に直すと幾らになりますか、具体的にお願いします。

○説明員(石田朗君)　いま先生のおっしゃいますものは、いまの八十条売り渡しの数字でございますか。

○亀田得治君　そう。売り渡しの価格。

○説明員(石田朗君)　いまも申し上げましたように、もとの所有者に売り渡す場合には、そのもとの所有者に売り渡す時の価格でございます。いまも申し上げましたように、その所有者から買いましたときの買取価格をもって売り渡しておりますので、三十八年に売り渡したとしても、田によって価格が違つておるわけでございます。

○亀田得治君　たとえば三十八年度をとってみますと、三百三十五町歩ですか、それが二億六千万円くらいになっておるわけですが、反当にすると八万弱になるわけですね。これが中身は全部違ふというわけですね。幾らと幾らになって総計がこういふふうになるのか。

○説明員(石田朗君)　ただいまお話ししました、私の御説明も十分でない点があつたわけでございますが、この八十条による売り払いの原則といたしまして旧所有者に売り払ひますが、旧所有者が買い取らないという場合には、旧所有者は、これは新たにそれを使ひたいという方に売り渡す場合がございます。したがひまして、それらの価格がこの三百何町歩の中に入つておるわけでございます。第三者に売り渡す場合はその土地の時価をもつていたしておるわけでございます。

○亀田得治君　そういう場合の実際の値段はどの程度で処理されておるんですか。

○説明員(石田朗君)　その値段は、その地域における近傍類似の価格を適正に評価いたしまして売り払ひをいたしておりますので、地域によって相違ひいたしますが、全体平均いたしますれば、先ほど私が申し上げましたような平均の数字に近いかと存じます。

○亀田得治君　先ほど農地価格の説明がありましたが平均値段ですね。それはどこの調査ですか。

○説明員(石田朗君)　不動産研究所の調査によつてお答えいたしましたわけでありまして、

○亀田得治君　それから次に移ります。この法律案によりますと、百万円で頭打ちということになっておりますが、百万円をもううというのは何町歩に当たりますか、この計算でいいますと。

○政府委員(白井莊一君)　三十五町歩でちょうど百万円になるわけでありまして。

○亀田得治君　三十五町歩以上というのは何名ありますか。

○政府委員(八塚陽介君)　この法案によりますと、畑では六割で計算することになっております。なお、北海道は倍率を掛けてさらに小さくすることになっておりますので、田にいたしまして三十五町歩ということでございますが、これ以上、頭打ちになる戸数は、推定でございますが、七千戸程度あるように存じます。

○亀田得治君　この七千戸の実態調査というものは特に調査されましたでしょうか。

○政府委員(八塚陽介君)　これに附して調査をいたしたことはございません。

○亀田得治君　このわずから七千戸程度ですから、これほど異論がある金を出すわけですから、一体百万円もこの法律によつてもらえるのが七千戸あるということなら、特にその部分について調査をしてみる必要があるのじゃないでしょうか。これ、どうですか、長官。

○政府委員(白井莊一君)　財政的な点も考慮いたしまして、また、工藤答申案にあるように、巨額な報償というものはすべきでないという意見も多々ございましたので、そこで百万円という限度を置きまして、それ以上のものにつきましては調査いたしませんで、それで打ち切ったかと思ふのであります。

○亀田得治君　いや、以上というのじゃないに、七千戸というのは百万円ももう人を含めて言つておるわけでしょう。百万円ももう人というものは、三十五町歩以上の解放者……。

○政府委員(八塚陽介君)　そうでありまして、三十

五町歩以上の解放者は百万円になりますが、百万円で頭打ちになる方が七千戸でございますから、田に換算いたしまして三十五町歩以上の被買取者ということでございます。

○亀田得治君　それが七千戸……。

○政府委員(八塚陽介君)　はい。

○亀田得治君　いずれにしても、百万円ももうのが七千戸と理解していいのですか。

○政府委員(八塚陽介君)　亀田先生のおっしゃる通りでございます。

○亀田得治君　私、問題にしたいのは、三十五町歩以下の三十四町歩とか、あるいは三十三町歩とか、この辺も百万円に近いわけですからね、もちろんこれは問題にしないやならぬのです。しかし、各種の調査から見ても、少なくとも百万円をもらふこの層というのは、そんなに必要がないわけなんだ、絶対に、実態的に見て。それで、特にこの調査をしたかきぬか、こう聞いておるわけですか。してないのですか、そういう調査は。

○政府委員(白井莊一君)　この問題は、工藤調査会におきましては、その生活の状況や、また生業の状況を重点に置いて調査いたしましたのでございまして、三十八年度につくりました、政府につくりましたところの臨時農地等被買取者問題調査室におきましては、もちろんその点も調査をいたしたけれども、そのほか基本的な問題とか、世論とか、そういうものを調査いたしました結果、さらにはまた、その報償を出すことになりましたのが、たびたび申し上げておりますように、この農地解放によりまして、農村の民主化ばかりでなく、日本の民主化を築き上げる基礎になったわけでありまして、それによつて、また経済も今日のよ

うな復興、成長ということになりました。その貢獻というものを評価いたしまして、これは報償を出す。また、心理的影響というものが非常なものであつたということに対して、それをねぎらうという、こういう意味でございまして、したがつて、どの辺まで出すかという、その功をねぎらうということになりますと、やはり財産を強制買取

されてのこととご意見をから、やはり量的に考えれば、よけい買収された者が一応はまあ形の上では功績が多かったとも考えられるのでありますが、しかし、これは報償——補償でございませんで、報償でございするから、適当なところで打ち切るのがよろう、こういうことで、まあ百万円というところで頭打ちで、あとは、それ以上はしない、こういうことをいたしましたので、したがって、それ以上の者に対する生活云々ということについての調査も必要ならうということでおそらくやらなかったのだらうと、かように考えております。

○龜田得治君 この七千戸というものは一体どういう生活をしていると政府の人は考えているのですか。私の聞く意味は、その報償とか、補償でないとか、そんな説明はもうさんざん聞いておる。そんなごましの説明は、これは幾ら言ったってそれは通りはせぬのですよ、政府が言っておるだけで、それで、実質的に考えてほしいのは、七千戸という数字が出ておるわけだ、この法律で百万円もらう人がね。これがちっとも困らない生活をしていてという実態が出てきた場合には、これはたいへんな問題じゃないですか。ことに政府の説明なら、報償、ほうびだ。ほうびなら、ほんとうならこれは御苦労さんと言っただけでも感謝の意味になるわけだ。百万円といったら、あなた公金を使うのですよ。この七千戸ぐらゐは調べてごらんない。私は二、三知っています。政府がそういうものを調べないということは一体あるのですか。常識的にこの辺はやるのだということかもしれないが、それなら、百万円で線を打つのも、五十万で線を打つのも——しかし、非常に困っているというなら、場合によつちや百五十万くらいで線を打たなきゃならぬ場合もあるだらうし、調某もしないで、まあこの辺でというそんなばかげた話はないでしょう、税金を使うのに。しかも、これはあなた、百万円をもらう人は絶対そんなに困ってやせぬよ。あなたも知っているでしょう、これは。どうなんです、それは。

○政府委員(白井莊一君) でございますから、この法案は社会保障的な見地からやろうというのではございせん、いま申し上げましたように、貢献したことを多としてそれに報ゆる、こういうことでございするから、したがって、生活に困らない者にはやらないうのではないわけですね。でございしますから、おそらくこの七千戸という、三十五町歩以上も買収されたという、まあいわゆる大地主というものです、これはおそらく平均いたしまして、調査によると、旧小作人よりは生活はややいいという統計さえております。でございしますから、ましてこの三十五町歩以上の買収された被買収者、こういうことになりますると、これはもうそう生活に困っておるといふような方は少ないと思つております。しかし、この法案の目的が、生活に困っている者にやろうという意味でございせん、そこで——かといって、これを三十五町歩以上を以て二万円平均、あるいは通減いたしまして、それ以上するといふ必要はなからう。ですから、全然その社会保障という見地ではないにしても、これはやはり財政上の見地から限定がある。そこで、百万円というものを限度にいたした。

で、百万円を限度にしたことが多くとか少ないとかいう、そういう御批判はあろうかと思つておりますが、一応しかし、三十五町歩以上も売却した、こういう者に対してはそれぐらゐがよろうという、こういう判断で、そこで打ち切る、こういうことでございします。

○龜田得治君 だいが基本的な考え方がまじつていやせぬかと思つておる。非常に多くを買収されたから、それだけ貢献したいというふうな言ひ方もされておる。大体、政府にはそういう基本的な考え方があつておる。しかし、この農地改革なり、それに至るまでの歴史というものをとつと真剣に考えてはしないのですよ、私たちは。この問題はややもすると戦後処理とか、そういうことに関連させて考えられがちですが、そうではないのです、これは。三十五町歩以上も持つていた人

は、それだけたくさん小作人をしぼつていたことになるのです。そのことを真剣に考えなきゃやうなものです、それは。

それは戦前、農林大臣もよく御存じなわけですが、実物で五割以上も小作料としてもらつておつたわけですね。あのころの小作人の生活はどうなんですか。これは首をつたり、娘を売つたり、どれだけ働いたつて、あなた、自分で米をつくりながら、米も食えないのでしょ。よけい持つておつた人は、それだけよけい苦しめていたのです、たくさんの人を。経済学者の計算によれば、十年間の当時の小作料で納めておれば、十分その農地を全部もたらえる権利がある、新しい計算をすれば。そう言つておるのです。だから、そういうことが農地改革の基礎になつておるわけですね、その点がはつきりせぬものですか、多く買収された者によけいやらなきゃならぬとか、そういう考えが出てくるわけですね。そうして何かえらく地主が農地改革に貢献したようなことを言ひますけれども、あの当時すべて地主が率先してやりましたか。不承不承でやつておるのではないですか。

だから、農地改革のほんとうの基礎というものを考え直してもらふといふか。それをどうとるかによつて具体的なこまかい問題の処理が全部違つてくるわけなんです。そこがほんとうにわかつていたら、こんな法律案なんか出てきませんよ。そういう点は一体ほんとうに反省されておるかどうか、政府として。農地問題を扱つておる皆さんがそれをまず、これはもう総理大臣に私米てほしいと言つていたのはそこなんです。それはほんとうにあつた制度を持つていたということ、これはもう免すべきことなんです。敗戦という機会にそれが直つたにすぎないわけなんです。その点はもうどういふふうに考えているのですか。あんなばらばらな、小作人の人権を全く無視した制度を、どう評価しているのか、それからまず聞きましょ。

○政府委員(白井莊一君) それは大ぜい、何しろ

百六十万から二百万といわれるくらいの間でございしますから、人さまざまで、地主にはいろいろの方もあったと思ひます。しかしながら、逆に考えて、もしあつたやうな農地改革をしなかつたとしたら、それじゃどうなつたかということをお考えみますと、やはりそれは従来よりやうなやうなことが続いていたといふことは考えられるわけですね。しかも、これをやろうとすれば、それこそ過去の小作争議とかいろいろの問題が、激しい階級的な対立といふものも考えられる。これがわずか三年のうちにスムーズにできた。なるほど法律によつたことではありますけれども、とにかくそれが一つの革命ともいわれるやうな農地改革ができたといふことについて、この功績といふもの、効果といふものは、これは認めなくちゃならぬ。でございしますから、全部のおそらく地主がそういう人ばかりでもなかつたとは私は考えます。したがって、やはりこれは実質的な、道徳的な面とか、いろいろな面は別にいたしまして、やはりその時代時代における——別に法律に違反してやつていた者があつたとも考えられませんが、そこで、確かに小説のように過酷な小作料によつて小作料によつて小作人が非常に苦しい立場にある、こういうやうなことは小説なり劇なりにもいろいろ仕組まれていることは一般にも一応は知られておることでございします。しかし、全部が全部そうばかりとも考えられませんが、いま申し上げましたように、とにかく短期間にこれが成就したといふことについては、やはり形の上においては一応これはこの改革に協力をした、こう考えてもよろしいでございします。

しかも、心理的影響と申しましたが、その後経済変動によりまして、非常なこれは心理的影響を受けたことは、ことに二十七年に転用を許されていなかつた農地が、このやつたことについての善悪は別といたしまして、転用を許した。これもやはり国会で一応立法でやつたのでありますけれども、それによつて売却した値段の数百倍、数千倍という値段で売られていくといふことで、よけい

に心理的影響を受けましたし、これがひとり大都市の周辺ばかりでなく、御承知のように中小都市までが、内陸の開墾とか産業開発によって非常にそういう傾向が出てきた今日でありますから、そういう影響というものが非常にあった。

それらを全部総合判断して、いわば高度の政治的な考慮からこういう法律案をつくってやった、こういうことでございます。ここにいろいろとあられば、亀田先生お説のように、非常にいろいろの問題は過去においてはあったかと思うのでありますが、とにかく解放後の状態というものを私どもは考えてこの法案を出すべきものと、こういうふうに考えた次第でございます。

○亀田得治君　まあそういう議論をあまり広げないようにして、私が尋ねた部分をひとつ答えてほしいわけです。で、ほかの問題が同時に出来ますと、どうしても議論が深まりませんから、そして私のほうも注意して、まず部分的にはつきりしておきたいところをいま確かめておるわけです。

そこで、いま私のお尋ねしたのは、戦前の農地制度、これを一体、私は全くこれはばらばらなけしからぬ制度だ、そういうものをいぶん長い間やったのだというふうに評価しているわけですが、その点の評価を聞いておる。あとのことを聞いておるのじゃありません。前のああいふ地主制度、小作制度というものをどう評価しておるか。

○政府委員(白井一君)　これは小作制度というものの弊害がたくさんあったことは周知の事実でございます。そこで、まあこの農地改革というものを戦後においてやった一つの原因だ、かように考えております。

○亀田得治君　農地大臣、どうですか、その点の評価は。

○國務大臣(赤城宗徳君)　その時代時代で農地の制度もいろいろありました。徳川幕府時代、あるいは明治政府時代、この時代における法律的な制度では、賃貸借の制度でございますけれども、地主对小作人という関係によりまして、非常に高い

小作料、高額小作料で、賃貸、賃貸しをしておった、こういう制度は私はよくないと思います。国全体から見ても、孫文の語じゃないですけれども、耕作者がその田を有す、耕作者その田を有するというのが一番理想的な姿でございます。そういう理想的な姿でなかった。だから、耕作者がその土地を所有するというのが一番いい。そういう意味におきましては、明治時代、あるいは徳川時代から続いておりましたが、地主对小作人の関係という制度はよくなかった制度だと、こう思います。

○亀田得治君　やはり赤城さんは農村のこととはよく知っておられるので、お答えも非常にわれわれとしては納得できるわけなんです。総務長官は、これはもう全然そういう点についての評価がなっておりませんね、これは。そういう感覚でこういう重大な問題を扱われちゃ、それは困りますよ。笑いごとじゃないですよ。悪い制度を長年やっておったわけですから、耕作者をいじめておったわけなんです。その身になって考えてみなさい。あなた

は先ほど、何か小説に書いてあるとかなんとか、例外的なような、軽く考えるようなお話もされましたが、私もこういう運動を始めたのは、学生時代にそういう農村の事情を見てから感ずるところがあったわけなんです。全くそれは悲惨なものである。一体そういう事態に総務長官は触れたことがあるのですか。そういう体験のない人にかういう農地問題を扱う資格がないと私は思う。どうなんです、長官。

○政府委員(白井一君)　私自身は農業をやった経験はございません。まあただ、戦時中は土地を借りて菜園をつくったとか、そういう点はあるんですけども、しかし、まあ私どもの祖父のときまでは、やはり茨城県筑波山のおもとで農業をいたしておりました。やはりその農業のつらさというものは、それは私も私なりに承知をいたしておりますが、しかし、この法案は農地解放というもののそれ自体が……

○亀田得治君　よろしい。あとのことは言わぬでいい。

○政府委員(白井一君)　その間断的な意味でやったというわけでもないようでありまして、ただ、いま農地大臣のお話のように、自分の耕す土地というものは自分で持っていることが、食糧増産にもなるし、本来の姿である、こういうことで、ことに戦時中からは非常に小作料も安くなくてきたのでありますけれども、本来の趣旨に従って解放をした、こういうふうに考えておるのであります。

私、自分自身で百姓をやっておりますから、それはそういう御体験のある方とは違いますが、私も、しかし、私も政治をやる以上はやはり農業だということで、昭和十三年ごろから千葉県で農村更生連盟というものをつくりまして、そうしてその運動をやった方々と一緒に、そういうことの一応は勉強だけはいたしたわけでありました。

○亀田得治君　自分で直接農業をやったとかやらぬとか、そういうことを聞いているのじゃないのです。当時の小作人の人たちの非常に困っておる状態というものに触れたことがあるかどうかというところをお聞きしているのです。ないようです。私、あなたはこういう問題を扱う資格がないと、こう言っているのです。ともかく農地大臣はきわめて明快にお答えになっているわけなんです。悪い制度なんです。悪いものは悪いとはっきり言わなければだめなんです。

悪いということが前提になれば、何もあなた、三十五町歩以上も、百町歩も持っておれば、悪いことをよけいやったことになるのですよ、はつきりいえば。なぜそういうものは金額をふやす一つの基準となるのですか。ほんとうに悪いというところを反省してみたら……。その反省がないのじゃないですか。あれだけ農民の人をいじめておきながら、どうなんです。悪いという意識が一つもないのです。制度的に。現在、あなた、農民の方は農地解放されてすばらしい生活をしておりますよ。うれいすよ、私たち見ると、ところが、それが二十年以前にはまるきり違っていたのです。これは総務大臣が来て、本気にこれはこの考

え方を披瀝してほしいと思うのです。そういう基本的な考えをどう持つか、いろいろなところに響くのです。

たとえば、農地解放をされた農民の方々がその土地を他に売る、そうすると現在であれば相当高い値段で売れる。これは私も知っております。しかし、本来耕作しておる人が持つべき農地であったということが前提になれば、自分の持つものが社会情勢によって幾ら値段が高くなろうと、そんなことは他人からこれ言われる筋合いではない。そうでしょう。いろいろなところに考え方が影響してくるわけです。私は、農地とかいろいろな物価は安いほうがいいと考えておる、すべて。しかし、これは全体の経済情勢によって、私から言わなくてもおわかりのとおり、これは響いていくわけですから、農民だけに、実際に農民のものをおまえだけ安くしておけといったって始まらぬ。ところが、そういう問題についてなぜ農民に対してだけ容喙していくか、そういうような考え方に

も関連していくわけなんです。ほんとうに日本民族として恥ずかしい制度を持っておったんだという反省に立てば、たとえば転売の問題にしたら、そういう議論は出てきませんよ。すべてそういう根本的な旧制度に対する反省というものがないところに、何んだ、安く取って高く売りやがってと、こういう農民の議論が出てくるわけなんです。それじゃ、ほかの場合どうなんです。宝右にしたって何にしたって、それがばんとしるような情勢で値上がりしたって、文句を言えますか。なぜ農民に対してだけその問題を特に強く言わなければならぬか。土台が間違っておるんじゃないですか。総務長官、それひとつ。悪い、恥ずかしい制度を持っておったんだという考え方にかならないかというところは、私はこれから議論があらゆる問題に影響する。あなたでわからなければ佐藤さんをお呼びして、ひとつはつきりしてもらわなければいかぬ大事なことです。

○政府委員(白井一君)　私は決して、従来の小作制度がいいということは一言も申しておりませ

ん。でございますから、これは私ばかりでござい
ませんで、これはだれでも認めるところだと思
います。でございますから、その農地解放という
ものが、戦後あれだけの規模のものが、法律によ
って戦後のああいふ際実行しよう、こういうこと
に踏み切ったわけでございます。また、あの改革
をやったおかげでその悪いことが一応断ち切れた
と、こういうことで、今日農村というものが非常
にそういう点ではよくなつてきておる。この点は
農林大臣もお話しのように、そういう制度とい
うもの、社会制度はやはりそのときどきのものを反
映いたしておりますから、今日でもそれはいろいろ
なる点で問題な点があるかと思ひます。いまだ
も高利貸しというふうなものもある。しかし、だ
からといって、これはやはり私有財産制を基とし
ておる現在のわが国の憲法におきまして、そう
いうふうな擯取のなことをやるからそれはみんな
没収してしまふんだとか、あるいはみな安く手放
せとか、そういうことについてはやはり別の問題
でございまして、それでは全部、全体的に考え
れば、やはり手放したということについて、その
ときの地主、またその承継者についてのその功を
多として、そして精神的にねざらう、こういうこ
とが必要であらうと。

これはさつきも申し上げましたように、一つは
見解の相違もありますし、それからまた、そうい
う良心的な問題になりますと御本人の問題であ
りまして、赤城農林大臣のように、良心的にみず
から進んで協力された方もほかにもあるわけでござ
いまして、ですから、一般的に全部が悪いんだ
からあの上までいいということについては、これ
は政治的な見解の相違でございまして、何とも
申し上げられないと思ひますけれども、私とし
ては、さつき申し上げたように、この長年の地主
と小作人、現在でもそういう感じがありますの
で、それでこの際にこれが解決することが日本の
将来のためにもよからうと、こういう政治的な判
断も加わつてやつたことでございます。

○亀田得治君 とかく、そういう口先だけで、
何かことばのあやで適當に答えていこうというふ
うな問題じゃないわけなんです、端的に私はお聞
きしてゐる。旧地主制度、小作制度、これは私は
全く悪い制度、こういうふうに評価してゐるわけ
です。この点だけ答えてください。

○政府委員(白井莊一君) それはただいまもお答
え申し上げましたように、その制度については、
決してよくないということとは重ねて申し上げま
す。

○亀田得治君 ことさらによくないということ
じゃなしに、私の言うのは、悪い制度だと、悪制
度だと、こう言つてゐるわけなんです。

○政府委員(白井莊一君) よくないの反対は悪い
ですから、そういうふうな申し上げてもよろし
うございませう。

○亀田得治君 普通そういうふうには取らぬで
す。悪いかどうかと聞いている場合に、そのとお
り答えなくて、いいと思ふわけとか、そういうふ
うな答え方をすれば、多少はその中間をさしてい
るような印象を与えるわけですね。どうなんです
か。悪いなら悪いとはっきりおっしゃつたらどう
ですか。

○政府委員(白井莊一君) でございますから、い
まそのとおり申し上げてございませう。

○亀田得治君 悪いとはっきりおっしゃらぬで
しょう。そのとおり言ひましたか。

○政府委員(白井莊一君) よけいなことを申し上げ
たかと思ふのでありますが、よくないという反
対は悪いのであるから、悪いのであると、こう申
し上げたわけでありませう。

○亀田得治君 おかしいですね。もうちょっと論
理というものは……。悪いと思つてゐるなら悪い
と答えてください。私のほうでかつて、悪いと
同じだというふうな理解していいんですか、あな
たの答えを。

○政府委員(白井莊一君) そう御判断いたしてい
けつこうでございます。

○亀田得治君 それならば、よけい解放したほど
悪いことをよけいやつたということになるのです

がね。決して私はあげ足をとつてどうこう言うの
じゃないのです。皆さんが何か、よけい解放した
のだが、何か非常に大きな貢献をしたようにきめ
てかつておられますから、むしろ逆ですよ。事
例はたくさんありますから。私の地元の大阪にも
ありますし、いまだに耕作者に対して訴訟を起こ
していいじめてゐる人もたくさんある。農林省の人
がよく知つておられますわ。それはどうなんです
か。悪いということになつたのですか。そうしたら、
大きな地主ほどよけい悪いことをやつたことにな
らぬですか。

○政府委員(白井莊一君) 私の申し上げましたの
は、旧地主制度というものが悪いと、こういうこ
とを申し上げたのでございまして、個々の者が必
ずしもみんな悪いことをしてゐた、これも私は
考えられませんし、事実また、非常に悪い例と
もに、また地主におきましても相当温情を持つた
りつぱな地主もあつたと、かように見ております。

○亀田得治君 それは温情を持つてやつたといつ
たつて、制度そのものが悪いわけですから、基本
的には悪いことをやつてゐるわけなんです。本人
は必ずしも意識しておらぬかもしれせん、その
自体としては。で、あなた個人としては、温情を
持つてやつたということ、悪いことをやりなが
ら、多少また特別かわいがらる。それは金を寄付す
る場合もあるでしょう。それだけたくさん擯取し
てゐるのですから、寄付する財源は幾らもありま
すよ。そんなことをいつたつて、それは小さな善
じやないですか。そんな小さな善をやるために、
もっと大きいことをしてゐる。人間的にはりつぱ
な小作人であつても、いわゆる小さな善とか、そ
ういふことをしたくたつてでせよせぬのですか、
これだけぎつちりしほられたら。そういうことを
一体考えてみたことがあるんですか。地主でもい
い人があるというのはどういう意味なんです。

もつとこういう問題に取り組むには、そういう基
本をはつきりしつかりつかんでやつてもらふねと
困るです。いま地主でもいい人があるとかいうよ
うな意味のことをおっしゃつたが、どういふこと

なんです。はつきり言つてください。

○政府委員(白井莊一君) それは高い小作も取ら
ぬで、小作もまけてやるとか——それはまあ土地
を提供して、ただ不勞所得を取るといふような、
そういう基本的な問題が悪いのだ、こゝにいへば、
現在の利子制度やなんかについてもいろいろ議論
はございまして、そのときにおける社会通念上から
見て、やはりそれぞれの立場において、それぞれ
の時代においてりつぱな人はあつたと。私は、地
主であるから、日本人の当時の者はみな悪人であ
つたと、か、こういうふうにはばかりは考へており
ません。

○亀田得治君 まあだいぶん頭の構造が違ふか
ら、そういう点はその程度にしておきませう。

ともかくまあ悪い制度である。それを出発点とし
てずつと考へてもらいたい。敗戦後の、またまた
農地改革に進んだそういう時点を出発点として考
へるべきものじゃこれは絶対にないわけなんで
す。

で、次に、そういう悪い制度をやめるために、
農地改革が戦後やられたわけですが、そのときの
対価ですね、これはどういふふうなきめられたの
ですか。

○政府委員(八塚陽介君) これは当時の自作収益
価格から土地を所有するということにどれだけ帰
属するかという地代分を算出したしまして、それ
を利用回りで還元したということでございます。な
お詳しく数字的に申し上げる必要があれば申し上
げますが……。

○亀田得治君 次の質疑に関連があるので、明ら
かにしてください。

○政府委員(八塚陽介君) まず田につきまして
は、反当の玄米収量を二石、これは昭和二十年現
在でございますが、前五カ年、昭和十五——十九
年の平均の収量でございます。そうしまして、当
時もちろん供出と自家保有分がございまして、供
出分、つまり販売分が二石のうち一・一四三石、
これは収量の五七・一六%で、自家保有をその残

お、畑は、当時の勧銀調査によりますと、田の五九％ということになっておりますので、また標準賃賃価格は九円三十三銭ということになっております。

○政府委員(臼井莊一君) この農地を買収いたし

る、こう考えてそういうふうには御説明を申し上げたわけだと考えております。

○**龜田傳治君** それは法案ではわざわざ給付金

びといつても、ごほうびの内容が違いますから差
しつかえないと、こういうふうに、これは決して
別に通弁で申し上げるわけではございませぬ。

○龜田得治君　そういうたためな答弁で、これだけ批判のある法案を無理やりに通していい。そういふことをしたら、なるほど多数なら押し切れるかもしれないが、押し切ったほうがかえって傷がつくのです。ほんとうによく考えてもらいなさい。こういう、前に報償金を出しておらぬでも、十数年もたつてこんなことをやるのはなほだ問題があるわけですが、いわんや前に本価格の三分の一程度に相当する金を出しながら、なおかつ、これだけの批判を受けながらこれだけのものを出して、あなたの方で、われわれが聞いていて、あんなほどういふような説明があるんなら別ですが、一つもないじゃないですか。聞いてるほうじゃみんな一緒ですよ、前の報償も、いまの報償も。ことをちよつと違えれば違つたものになる。そんな子供だましみたいなことは通らぬ。本体の価格以外に出せる金というものは一体何なんですか。本体の価格以外に出せるもの、どんな名称を使おうと、それは一緒ですよ。同じことですよ。

それから、前回の自創法のときには、自創法の二百二十円と百三十円の報償金は、特に中小の地主が困るだろうということで、三町歩まで解放した人に対してだけ出されておるわけなんです。三町歩以上はもう報償金出しておらぬのです。打ち切っておるのです。もし出すとしても、これがほんとうの出し方ですよ。なぜならば、三町歩以上も持つておつた人は、最初にも言うたように、悪いことをよけいやってゐるわけなんです。個人的な人のよさは別です。そんなことをいふ言つてゐるんじゃない。したがって、この自創法では奨励金は三町歩まで出そうということで出してゐるのです。ところが、何です、今度のあなたの出しているのは、さっきの計算でいうと、三十五町歩までやってゐるじゃないですか。これはどうしてこんなに違ってくるんですか。前の報償と今度の報償が違つたら、まさしくこういふ悪い違い方ですわ。どうしてこういふ違いが出てくるのですか、同じ政府がやりながら。

○政府委員(白井莊一君)　それはやはり同じ報償といふながらも、前回と今回で意味が違つて。當時はやはり三町歩以下のほうにつけたためにスムーズにそれが実行できると、こう考へてやつたものと思つてゐるんですが、今回は、それと同じことばでありまして、内容の意味が違つてゐる。つまり、(どういふふうに通うのか)と呼ぶ者あり)違つてゐる意味において出す報償である、こういうことです。同じほうびでありまして、そういう意味でございませう。

あるといふことでございませう。その意味は、農地買収はすでに完了してございまして、今度はそれをスムーズに行なわれるための報償ではなくて、その解放した結果に対する貢献を多とするといふこと、その心理的影響、ことに経済的変動等によつて受けたそういう心理的影響について報償する、こういう点の違ひであります。

○委員(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

○龜田得治君　この三町歩までの人は二回ももう五町歩以上解放した人にも幾らか行くわけなんです。三町歩で打ち切れるにしても、打ち切りの頭打ちが早く来るといふだけの話でありまして、全然やめぬのじゃないわけなんです。なぜ、農地改革の當時三町歩で打ち切つてゐるのに、こういう批判を受けながら、十数年もたつて三町歩からさらに三十五町歩まで引き上げなければならぬのですか。これは納得のいく説明をしてください。スムーズにやろうといふときはどういふ出さなければならぬのじゃないですか、現実的にそこに問題があるのですから。ほんとうの心持ち、おれというなら、少なくともいいのじゃない、逆だ。済んでしまつてゐるのですから。ほんとうは、総理大臣が心からお礼を言うても済むわけなんです。いわんや、これが逆になるというのはどうなんですか。納得のできる説明あるまで、何べんでもこれは聞きま

○政府委員(白井莊一君)　これは何べん申し上げても同じ答弁になるわけでありませう。(まじめに答へろ)と呼ぶ者あり)私はまじめに答へております。決してふまじめに答へてゐるわけじゃない。どうもその点は、何回もお答へいたしましたように、やはり前回の報償と今度の報償というものの差を申し上げたわけでございます。それについて、何回申し上げても、同じことを繰り返して言うことになるわけでありませう。

○龜田得治君　総理大臣の出席を求めますわ。問題は二つある。一つは、旧制度に対する評価の問題。これはもういろいろな各論の問題に響いてくる基本的な議論だ。もう一つは、報償問題。総理大臣もみんな報償問題と考へてゐるわけだ。その点は明らかにしてほしい、総理大臣から。(総理大臣を呼べ)と呼ぶ者あり)
○委員(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

○政府委員(白井莊一君)　この点につきましては、何回お答え申し上げても同じかと思ひます。前回はスムーズに実行に移すために報償金を出した、今回はそれは違つてゐる意味において出す報償であるといふことでございませう。その意味は、農地買収はすでに完了してございまして、今度はそれをスムーズに行なわれるための報償ではなくて、その解放した結果に対する貢献を多とするといふこと、その心理的影響、ことに経済的変動等によつて受けたそういう心理的影響について報償する、こういう点の違ひであります。

○委員長(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

○委員長(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

○政府委員(白井莊一君)　これは何べん申し上げても同じ答弁になるわけでありませう。(まじめに答へろ)と呼ぶ者あり)私はまじめに答へております。決してふまじめに答へてゐるわけじゃない。どうもその点は、何回もお答へいたしましたように、やはり前回の報償と今度の報償というものの差を申し上げたわけでございます。それについて、何回申し上げても、同じことを繰り返して言うことになるわけでありませう。

○委員長(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

○委員長(西田信一君)　速記をとめて。
(午後八時三十分速記中止)
(午後九時二分速記開始)
○委員長(西田信一君)　速記をこして。
亀田委員の質問に対しまして、十分理解がいけないようでございますから、もう少し納得のいく御答弁をお願いいたします。(委員長、総理大臣を呼べと言ふのに)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)
○政府委員(白井莊一君)　それでは、重ねてお答え申し上げます。
なかなか解釈の点につきまして御納得がいけないようで、まことに恐縮でございますが、まあ當時におきましては、やはり値段の点についても納得のいかない点もあり、したがって、これを円滑に行なわせるためには何らかの方法を講じなければならぬと、こういうことで、代金を支払ふ際に報償という名称で奨励金を出したものと考へるものであります。今度の点につきましては、すべてまあ一応済んだのでありますけれども、(何をしゃべつてゐるか)と呼ぶ者あり)御承知のように、このもし農地解放が行なわれなかつたとするならば、これはまあ小作争議というもののさらに連続があるのでございませうし、したがって、今日もそのあるいは社会不安というものが続いてゐたかもしれない。そういう点につきましては、この農地解放というものの効果というものは非常なものであつたといふことはいえると思つてゐるものであります。

の創設が進み、そして自分の田畑の耕作によって「だめだぞ、そんなことじゃ」と呼ぶ者あり）非常な農民の間に生産意欲が増大した。まあこういうわけで、したがって、その解放の貢献というものにつきましても、旧地主というものの「何時間でもしゃべらせろ」と呼ぶ者あり）貢献というものを十分認めてよろしいのではないか。

そこで、まあこれが長い間問題になっていたのでありまして、いつまでもこういうものを未解決におくことは、現在でも旧地主と小作人との間にやはり対立感情がある今日でございますので、そこで、これを何とかできるだけすみやかに解決いたしまして、そして平和な農村と、旧地主も、また旧小作人である現在の自作農も、なごやかなうちに農村の改善、また食糧の増産、こういうものに励んでもらうことが、この際、相当な金はかかることでありますけれども、することがよからう、こういうことに政治的な判断をいたしまして、そこで今回報償というのをいたしたわけがあります。

で、まあたびたび申しますように、この逆を考えますならば、これは非常に日本においてのあのような、戦後の解放後のような平和な農村というものは来なかったであろう、こうも考える次第でございます。そういう意味においては、この農地解放というものの効果というものは非常に各方面で評価をされておるわけでございます。そういう意味と、もう一つは、やはり心理的な影響が非常に多かったために、中には首をくくって死んだ、あるいはまた気の狂った者も出てきた、こういうことで、「何を言っているんだ、同じことじゃないか」と呼ぶ者あり）こういう心理的影響というものをねぎらうという、こういう意味におきまして、今度報償ということ、交付金という法律的には名称——給付金という名称を使っておりますけれども、やはり一つのねぎらい、くだいて言えば、ごほうびと、こういうような意味も含めまして、報償と御説明申し上げたわけでありま

○佐野廣君 委員長、議事進行……（委員長、委員長）と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然）

○委員長（西田信一君） 暫時休憩いたします。

午後九時十分休憩

（休憩後開会に至らなかった）

本日の本委員会における佐野廣君の議事進行の発言の後の議事経過は、次のとおりである。

佐野廣君提出の質疑終局の動議
右は、可決された。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願（第二四九六号）（第二七一七号）（第二七三八号）

一、酒類小売業の免許の取扱に関する請願（第二五四一号）

第二四九六号 昭和四十年五月七日受理

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願

請願者 東京都杉並区大宮前六ノ三〇九
小穴隆太郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二三八四号と同じである。

第二七一七号 昭和四十年五月十一日受理

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願

請願者 東京都中央区新富町一ノ四全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
内 板倉晴二

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第二三八四号と同じである。

第二七三八号 昭和四十年五月十一日受理

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願

請願者 千葉市新宿町二ノ五四千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長
大橋栄太郎

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第二三八四号と同じである。

第二五四一号 昭和四十年五月八日受理

酒類小売業の免許の取扱に関する請願

請願者 石川県加賀市山代温泉本町石川県小松小売酒販組合内 上出茂外二百六十五名

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

昭和四十年六月三日印刷

昭和四十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局